宮城県主催　令和8年度
建設廃棄物適正処理推進セミナー

章タイトル	概要
1. 産業廃棄物に関するリスク	法体系、処理業界のビジネスモデル、罰則
2. 問題を解いて覚える法令順守事項	廃棄物処理委託時の基本事項 （許可、契約、マニフェスト）
3. 廃棄物に係る最新の法改正について	廃棄物処理法（改正）、金属盗対策法、 PCB特別措置法（改正）
4. 建設系廃棄物特有の法令対応	建設系廃棄物特有の対応、石綿法令改正の概要

講師

株式会社ユニバース
板倉　聡至

© 2026 Universe Inc.

講師の紹介



「〈最新版〉図解　産業廃棄物処理がわかる本」

平成30年10月　ユニバース

産業廃棄物の流れ、処理の実態から相次ぐ法改正への対応まで、実際に産廃処理に携わる事業者が豊富な図、写真でわかりやすく解説したロングセラー。産廃担当者のバイブル。
2018年10月に法改正に対応した最新版として改訂した。

（日本実業出版社発行）

「図解と実践トレーニングでわかる！ISO14001内部監査」

令和2年10月　子安 伸幸

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の内部監査員として必要な力量を、短時間で効率的に理解する。環境への取り組みを前進させるために、ISO14001を道具として正しく理解して、道具としての使い方をマスターする1冊。



株式会社ユニバースは、
一般社団法人企業環境リスク解決機構に参画しています。



公式テキスト



公式問題集

産業廃棄物適正管理能力検定

- 排出事業者に必要な知識の習得度を問う、産廃担当者の必須知識を網羅した、ニュースタンダードとなる検定試験。
- 12000名以上の受験実績があり、公式テキスト／問題集／事前対策セミナー／通信教育など、豊富な学習ツールが用意されています。

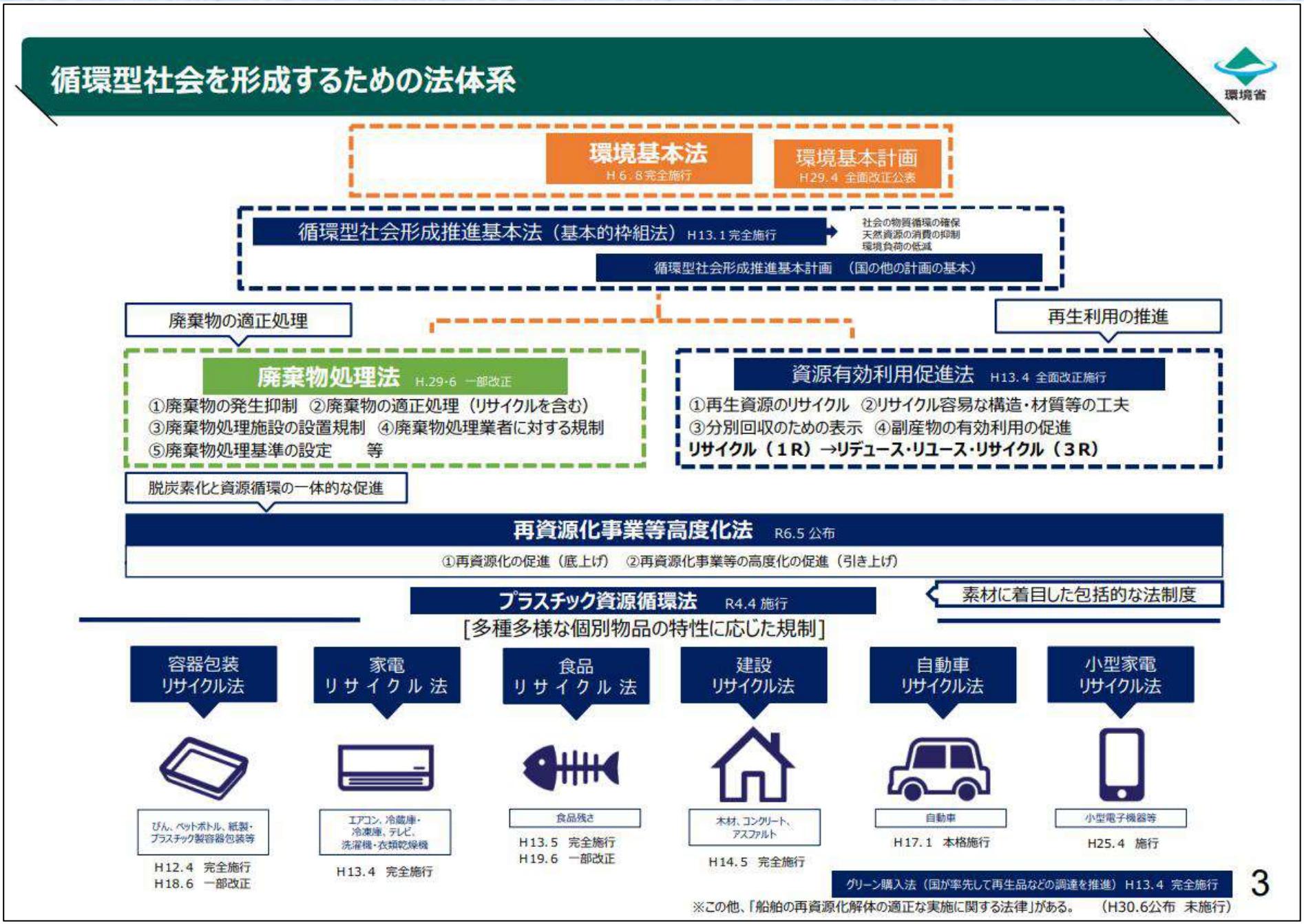
CE:SI 一般社団法人企業環境リスク解決機構
Corporate Environmental Risk Solution Institution

https://www.cersi.jp/

本検定は環境省「人材認定等事業登録制度」の登録を受けています。

© 2026 Universe Inc.

循環型社会を形成するための法体系



内閣府規制改革推進会議 GX・サステナビリティサブ ワーキング・グループ 環境省作成資料より抜粋
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2501_05gx/250411/gx01_0102.pdf

© 2026 Universe Inc.

仕組みが異なる各種リサイクル法

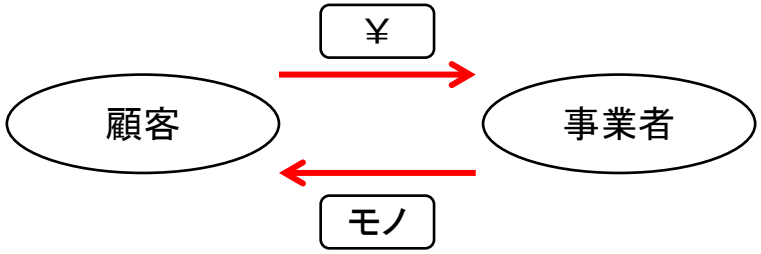
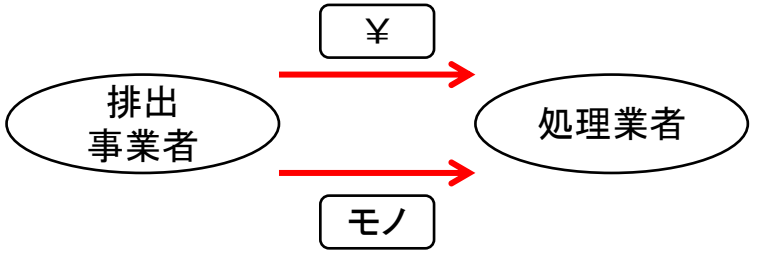
リサイクル法	一廃	産廃	許可関連制度	概要
家電 リサイクル法	●	●	※処理の仕組みを構築している	主に、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の４種類についての、回収・リサイクルの仕組みを構築している。産業廃棄物である家電も対象であり、この制度に基づいて処理する場合、契約やマニフェストの交付は不要。
小型家電 リサイクル法	●	（●）	認定事業者による処理に特例	小型家電28品目について、認定事業者に対して必要な許可を不要とし、市町村から求められる引取りに応じる。
容器包装 リサイクル法	●	—	—	家庭ごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築している。具体的には、容器包装の製造者や販売者に、リサイクル費用の負担が求められる。
食品 リサイクル法	●	●	一般廃棄物の収集運搬業に関する特例	食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者を食品廃棄物等多量発生事業者とし、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが、義務付けられる。
建設 リサイクル法	—	●	—	コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける。発注者には、事前に届出を行う義務が発生する。
自動車 リサイクル法	●	●	※処理の仕組みを構築している	使用済の自動車について、自動車所有者はリサイクルに要する費用を購入時にデポジット制で負担する。引取業者（所有者からの引き取り及び解体業者等への引き渡し義務）、解体、破砕業者（解体、破砕、フロン回収後のメーカー等への引き渡し義務）、自動車メーカー（自社製造車からの廃棄物のリサイクル義務）をそれぞれ負う仕組み。

その他、フロン排出抑制法、PCB特措法などの理解も必要・・・

© 2026 Universe Inc.

廃棄物処理業のビジネスモデル

処理業界は不適正処理につながりやすいビジネスモデルである

項目	製造業　等	産業廃棄物処理業
市場	共通していること　：　市場原理に基づく自由競争	
顧客の対象	（消費者）　⇔　製造業	（排出事業者）　⇔　産業廃棄物処理業
事業内容	つくる	なくす
評価基準	［商品の質・評価］ と ［値段］ を考慮して選択	［値段］ のみが選択の要素となりやすい
モノとお金の動き	モノとお金は逆方向に動く 	モノとお金が一緒に動く 

廃棄物処理法第3条第1項
事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

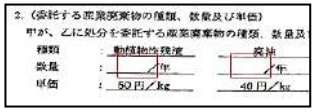
同法第11条第1項
事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

産業廃棄物処理市場の健全化のために
- 排出事業者責任の徹底・強化
- 処理業者への規制強化
- 法令の徹底
- 情報の公開
- 優良処理業者の認定　　など

© 2026 Universe Inc.

産廃リスク①　～罰則の厳しさ～

排出事業者責任を基に、厳しい罰則が定められている

区分	イメージ	このような場合	罰則 （以下の拘禁刑・罰金）
不法投棄		・廃棄物をみだりに投棄した ・廃棄物を違法に焼却した ◆従業員が廃棄物を建物内に隠した ◆廃棄物を持ち帰った・・	5年・1000万円 法人に対して：3億円
受託禁止		・処理業許可を持たない者が処理を受託した （処分だけでなく、収集運搬も対象） ◆「ついでにやっておきます」と引き受けた	5年・1000万円
無許可業者への委託		・処理業許可を持たない者に処理を委託した （処分だけでなく、収集運搬も対象） ◆処理業者の許可期限が切れ更新していない ◆ある品目の許可を有していなかった	5年・1000万円
委託基準違反	 	・処理委託契約書を締結せずに委託した ◆処理委託契約の前に委託を開始した ◆契約書の必要事項が空欄のままだった ◆書面のやり取りに不備があり、実態として契約がないままに処理委託していた	3年・300万円
管理票違反		・マニフェストに関するあらゆる違反 ◆マニフェストを交付しなかった・紛失した（引き渡しと同時に交付していない） ◆マニフェストの記載内容に不備・虚偽がある	1年・100万円
保管届出違反		・排出場所以外で300㎡以上の土地での廃棄物保管について、届出なく行った	6ヶ月・50万円
虚偽報告立入拒否		・行政庁から求められる報告に虚偽がある場合 ・立入検査を拒否、妨害した場合	30万円

令和7年6月～

懲役刑・禁固刑が一本化され「拘禁刑」に

平成30年度から罰則強化

© 2026 Universe Inc.

産廃リスク②　～不法投棄となれば･･･～

委託業者が不法投棄した場合にも、排出事業者に費用負担が求められる

事案名		特定された排出事業者数	明らかになっている排出事業者による撤去費用負担（撤去協力に応じる／措置命令が発出される）	
			全体額	品目ごとの費用
青森・岩手県境不法投棄事案（平成10年発覚）	青森県	12,003社	29社 約 5億円	¥37,000～39,700/t（燃え殻、廃プラ、汚泥） ¥19,856/t（動物性残さ）
	岩手県		24社 約 3．5億円	¥36,000～49,000/t（燃え殻、汚泥、廃油）
横浜市戸塚区事案（平成13年頃発覚）		107社	25社 5千万円以上	¥31,080/t ¥10,878/㎥ ※品目は不明
千葉市緑区事案（平成22年頃発覚）		289社	80社以上 約3千万円	¥22,479/㎥（主に建設系混合廃棄物） ※品目ごとでなく一律

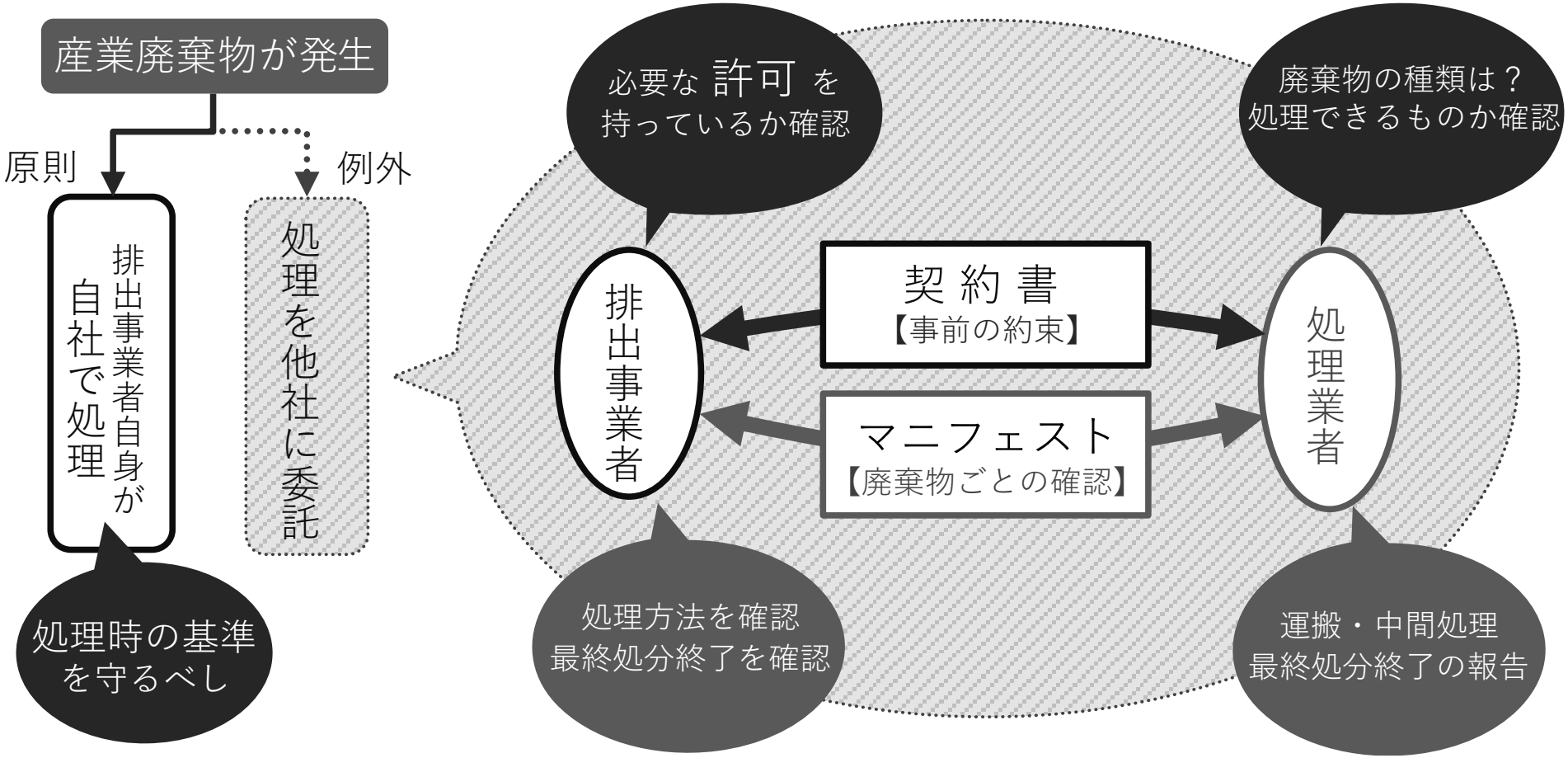
資料：環境省統計・自治体の公開情報 を基にユニバース編集

© 2026 Universe Inc.

廃棄物処理法の全体像

廃棄物処理法の原則は「排出事業者が自らその処理を行う」こと

「廃掃法（はいそうほう）」ともよばれる （正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

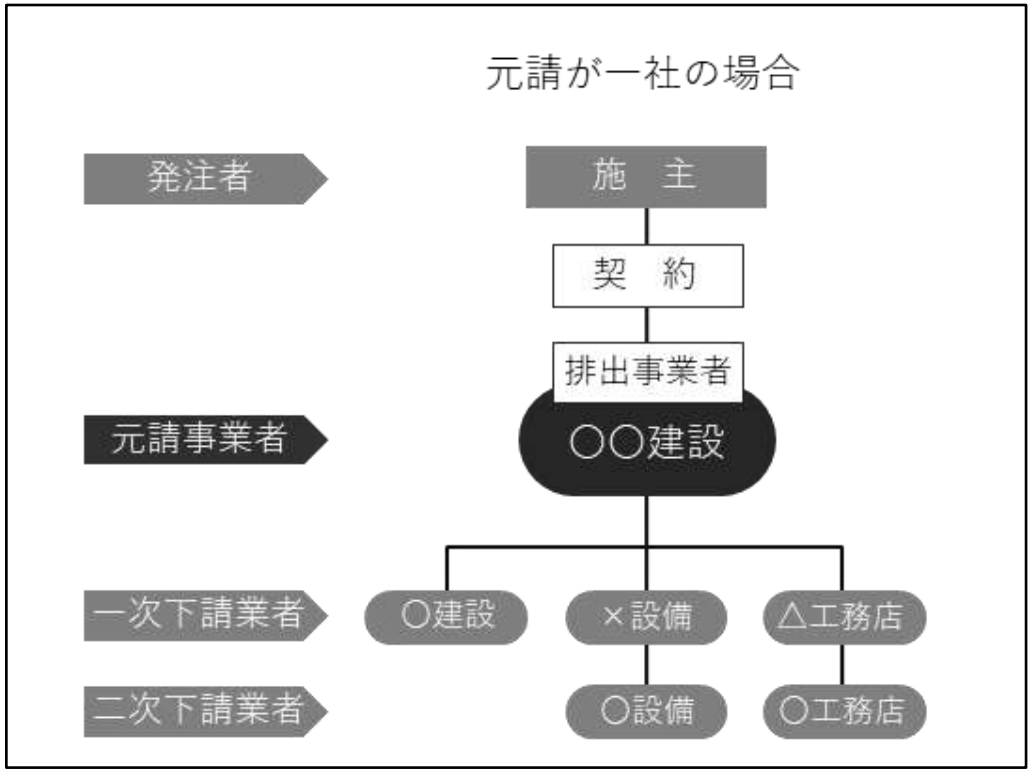


ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

© 2026 Universe Inc.

建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者は、元請業者である

■元請業者が排出事業者と定義される



【平成２２年　廃棄物処理法改正本文】

（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）

第二十一条の三　土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

CHECK!

・平成22年の改正において、建設工事から排出された産業廃棄物の排出事業者は、発注者と直接契約した『元請業者』となることを明文化した。

・多重下請け構造である建設工事においては、排出事業者責任が明確にならない状況や、下請業者にその処理を押し付ける状況に伴う不適正処理を防ぐ目的である。

© 2026 Universe Inc.

建設工事であるかどうかの判断

＜廃棄物処理法での記載＞

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。

＜課長通知からの抜粋＞

第十六　建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1　建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

法第21条の３第１項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること。

＜建設業法からの抜粋＞

第二条　この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一に掲げるものをいう。

土木工事業	電気工事業	板金工事業	電気通信工事業	建築工事業
管工事業	ガラス工事業	造園工事業	大工工事業	タイル・れんが・ブロツク工事業
塗装工事業	さく井工事業	左官工事業	鋼構造物工事業	防水工事業
建具工事業	とび・土工工事業	鉄筋工事業	内装仕上げ工事業	水道施設工事業
石工事業	ほ装工事業	機械器具設置工事業	消防施設工事業	屋根工事業
しゅんせつ工事業	熱絶縁工事業	清掃施設工事業	解体工事業	

＜日本標準産業分類 「大分類 D　建設業」より抜粋＞

建設工事とは，現場において行われる次の工事をいう。

(1) 建築物，土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設，改造，修繕，解体，除却若しくは移設すること。

(2) 土地，航路，流路などを改良若しくは造成すること。

(3) 機械装置をすえ付け，解体若しくは移設すること。

© 2026 Universe Inc.

排出事業者の定義

排出事業者は誰か＝「廃棄物を生じる事業活動を行う者（法人）」

（事業者の責務）

第三条　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

……

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

……

（具体例から考えると）

・使用済みの製品を、メーカーに処理してもらいたい

⇒使用していた事業者が排出事業者であることが原則

・倉庫会社の倉庫で保管していたものが廃棄物となった

⇒倉庫会社ではなく、荷主が排出事業者であるべき

© 2026 Universe Inc.

取消事例（廃掃法違反）から見る不適正処理

区分		不適正処理の事例（2025年1月～2025年12月）
不法投棄	1	収集運搬を受託した廃棄物約１㎥について、運搬を実施せず事業所の敷地内に不法投棄した
	2	処分を受託した建設系混合廃棄物約700トンを自社敷地内に埋めて不法投棄した
違法焼却	3	立入検査の際に、ドラム缶を使用した紙くずの野外焼却を長期にわたり繰り返していたことが発覚した
無許可営業	4	一般廃棄物収集運搬業許可を受けていないにもかかわらず収集運搬を行ったほか、同様に許可を受けていない他社に自社名義を貸して一般廃棄物の運搬を行わせた
	5	積替保管を含む収集運搬業許可を受けていないにもかかわらず、受託した産業廃棄物の収集運搬時に自社敷地内で積替保管を行った
管理票違反	6	5年間で少なくとも84回にわたってマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けていた
	7	破砕処理を受託した廃プラスチック類について、処分が終了していないにもかかわらず処分完了報告のマニフェストを返送した
改善命令違反	8	破砕施設の使用権原がなくなり改善命令を受けていたにもかかわらず、期限内に命令を履行しなかった

※それぞれ、排出事業者も法令違反の状況があると考えられる。

© 2026 Universe Inc.

排出事業者による不適正処理事例

区分		不適正処理の事例（2025年１月～2025年12月）
不法投棄	1	市内の林道の十数か所に畳（約2000枚）や建設廃材（約トラック6台分）等が相次いで不法投棄された。不法投棄が発覚した当初、林道の通行止めや夜間パトロールの実施、監視カメラの増設等の対策を講じたが、木に設置していたカメラが盗難・破壊されるなどの被害も発生している。 投棄された畳は変色や異臭といった性状の悪化が生じており、建設廃材の中にはコンクリート破片や電子機器、家電ゴミ等も混入していた。不法投棄を行った犯人は突き止められていないが、市では行政代執行により税金を投入して撤去することを検討しており、予算としておよそ1300万円を見込んでいるとしている。
	2	市の公共工事である造船所跡地整備工事から生じた産業廃棄物（燃えがらが混入した土砂）約920トンが、現場で埋め戻され不法投棄された。市の職員２名と共同企業体に属する建設会社３社が書類送検された。
行政指導	3	産業廃棄物処理業者が下水処理施設から引き取った汚泥を土のう袋に詰めて山間部に野積みし、そこから生じた汚水を川や海に流出させている行為が不法投棄にあたるとして、市民団体が処理業者を刑事告発した。これに対して、県は行政指導を行うと同時に聞き取り調査を行ったが、処理業者側は「製品化された堆肥である」と説明した。 市民団体は独自に調査を行い、ヒ素やフッ素などの有害物質が環境基準値を大きく上回っている、との結果を発表した。一方で、県は「堆肥として基準を満たしており廃棄物には該当しない」との調査結果を発表しており、双方の見解が食い違う結果となった。

© 2026 Universe Inc.

問題を解いてみよう①

次のア～オの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物とは、家庭から排出された廃棄物以外の廃棄物を指す。

ア.
×

イ. 改修工事に伴って排出された石綿を含む窯業系サイディングは、特別管理産業廃棄物に該当する。

イ.
×

ウ. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃油はすべて産業廃棄物である。

ウ.
○

エ. 新築工事に伴って排出された紙クロス（紙くず）は、一般廃棄物である。

エ.
×

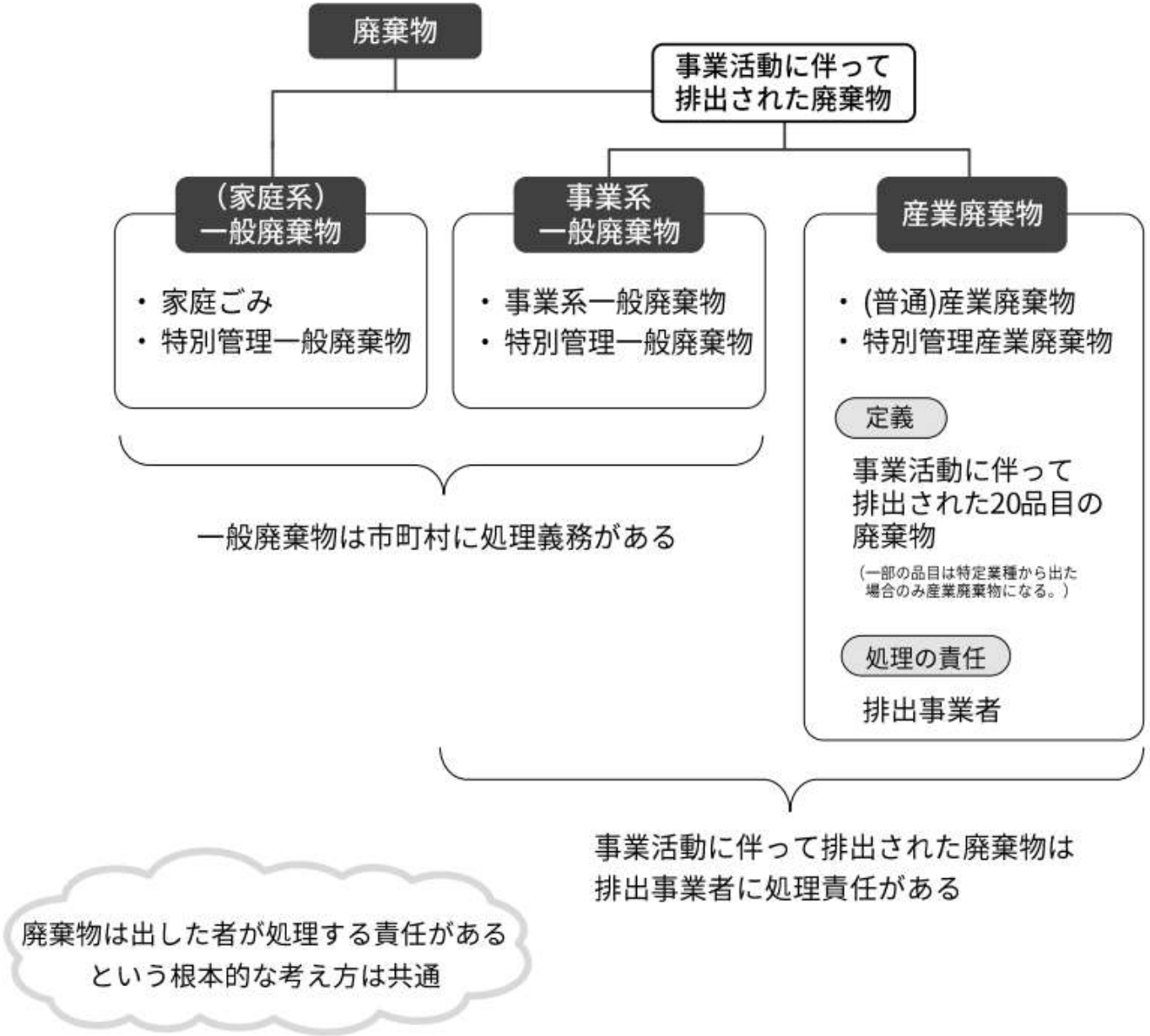
オ. オフィスで使用された木製の事務机（木くず）は、 一般廃棄物である。

オ.
○

© 2026 Universe Inc.

廃棄物の区分

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される



© 2026 Universe Inc.

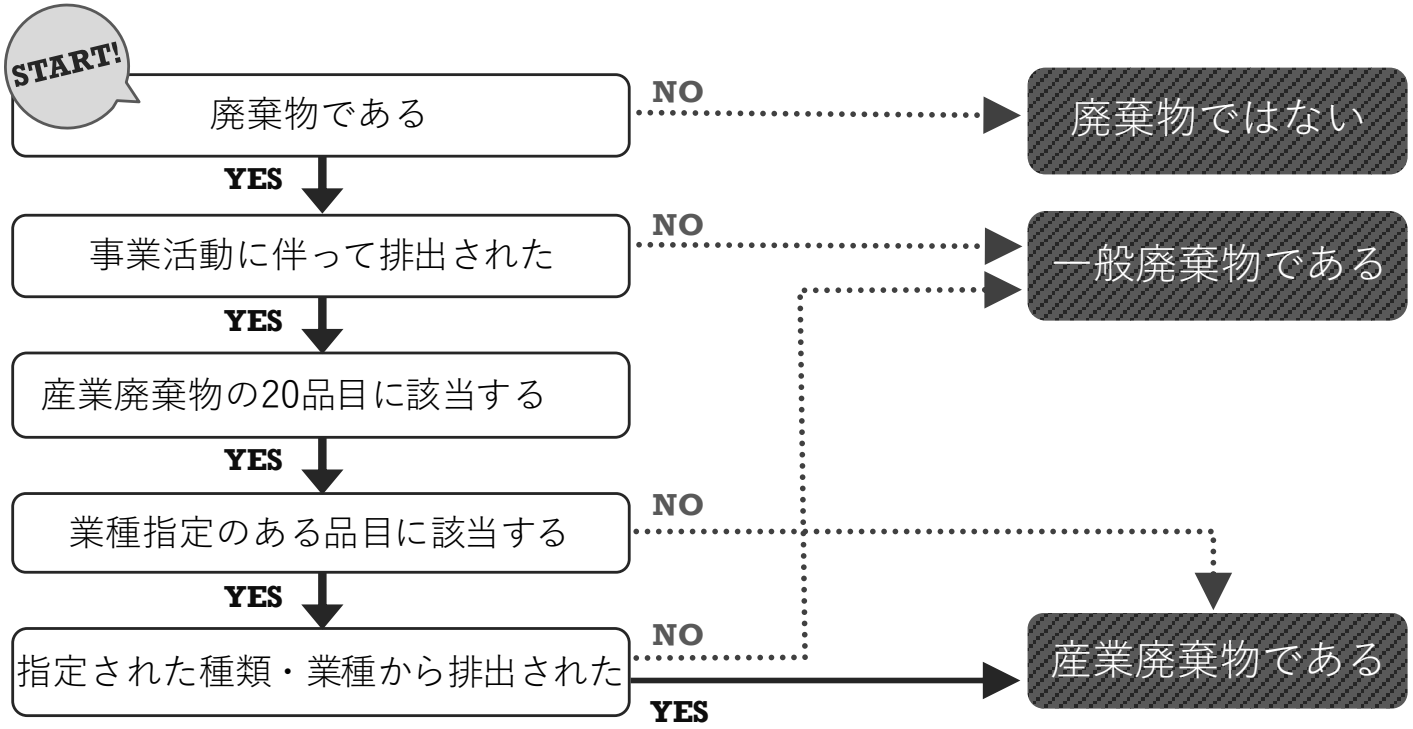
産業廃棄物の種類と具体例

種類	内容及び具体例
燃え殻	石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等
汚泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂等すべての廃油
廃酸	廃硫酸、廃塩酸等のすべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液等のすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール等すべての廃プラスチック
紙くず ※	印刷くず、製本くず、裁断くず、建設現場から排出される紙くず等
木くず ※	廃木材、おがくず、バーク、梱包材くず、板切れ、廃チップ等
繊維くず ※	天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
金属くず	鉄くず、空きかん、スクラップ、ブリキ・トタンくず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、製造過程等から生じるコンクリートくず、陶器くず、レンガくず、石膏ボード等
鉱さい	電気炉等からの残さい、不良鉱石、粉灰かす等
がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材
ばいじん	産業廃棄物焼却施設で生じるばいじんで、集じん施設によって集められたもの
動植物性残さ ※	魚・獣のあら、ボイルかす、野菜くず、油かす等
動物系固形不要物 ※	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥等
動物のふん尿 ※	牛、馬、豚等のふん尿
動物の死体 ※	牛、馬、豚等の死体
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形物等）

※ 業種指定のある産業廃棄物についての詳細は、次ページを参照してください

© 2026 Universe Inc.

産業廃棄物の種類と具体例



【総合判断説】
廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの。
廃棄物に該当するかは
・物の性状
・排出の状況
・通常の取扱い形態
・取引価値の有無
・占有者の意思　　等
を総合的に勘案して判断すべき。

業種指定のある品目	具体例	特定業種
紙くず	印刷くず、製本くず、板紙等	紙加工製造業、新聞業（印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業、印刷物加工業に係るもの
	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず	建設業
木くず	木材片、おがくず、バーク類等	木材・木製品製造、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業
	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず	建設業
	貨物流通のために使用したパレット	すべての業種
繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず	繊維工業（繊維製品製造業を除く）
	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず	建設業
動植物性残さ	魚・獣のあら、ボイルかす、野菜かす、油かす等	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥等	と畜業
動物のふん尿	牛、馬、豚等のふん尿	畜産農業
動物の死体	牛、馬、豚等の死体	畜産農業

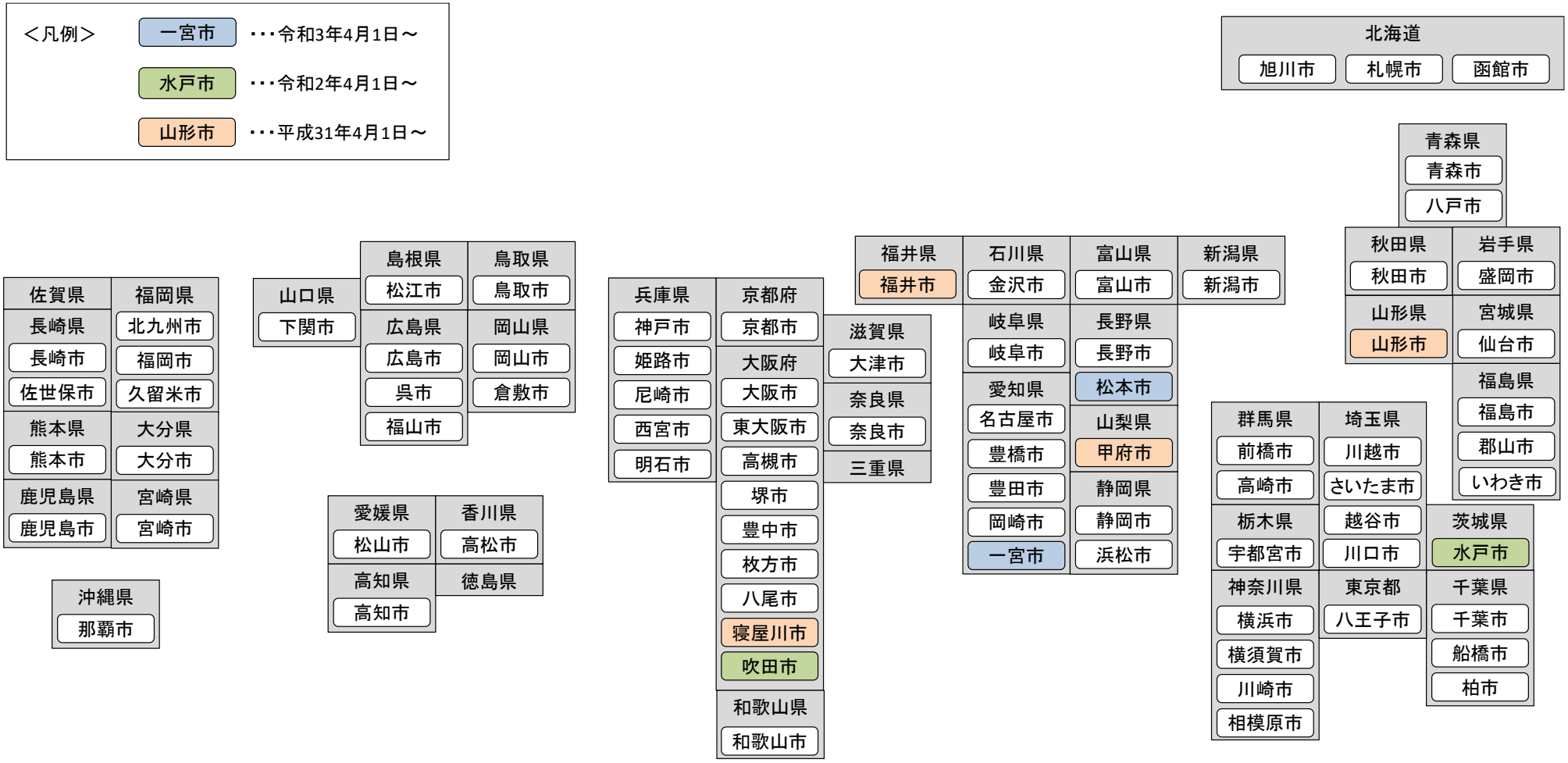
© 2026 Universe Inc.

全国の都道府県・政令市一覧

産業廃棄物は、全国に120以上ある都道府県または政令市が管轄する

■令和8年4月1日時点の都道府県または政令市

令和3年4月1日～長野県松本市、愛知県一宮市も政令市に



※大牟田市（福岡県）は令和2年4月1日～　政令市の指定を解除

※中核市移行を検討している都市：　つくば市、所沢市、春日部市、草加市、市川市、府中市、町田市、藤沢市、富士市、津市、四日市市、佐賀市

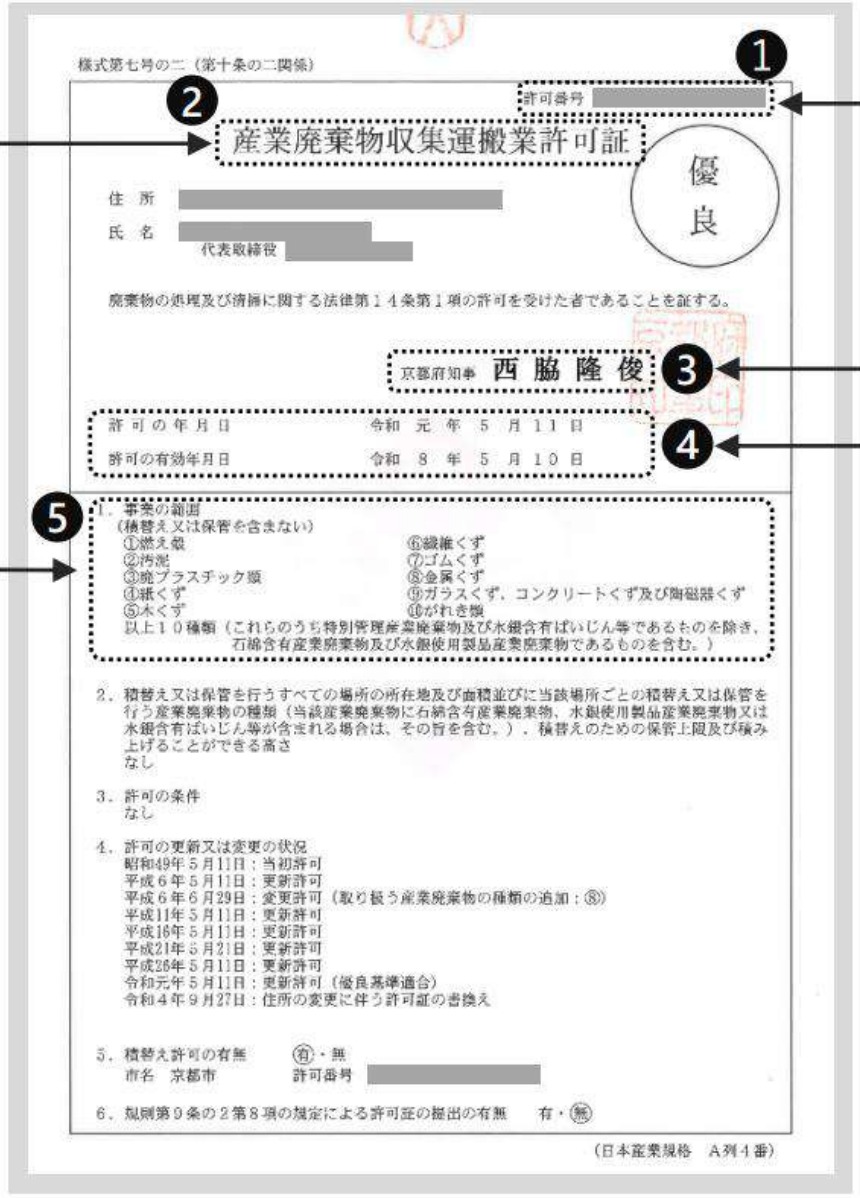
出典：中核市市長会ホームページ（http://www.chuukakushi.gr.jp/introduction/）

© 2026 Universe Inc.

処理業許可証のチェックポイント

許可証では、取り扱うことができる品目（種類）等を確認する

許可証のサンプル



様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所

氏名

代表取締役

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊

許可の年月日　令和 元 年 5 月 11 日

許可の有効年月日　令和 8 年 5 月 10 日

1. 事業の範囲
（積替え又は保管を含まない）
①燃え殻　⑥繊維くず
②汚泥　⑦ゴムくず
③廃プラスチック類　⑧金属くず
④紙くず　⑨ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず
⑤木くず　⑩がれき類
以上１０種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き，石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は，その旨を含む。），積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
昭和49年5月11日：当初許可
平成6年5月11日：更新許可
平成6年6月29日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑧）
平成11年5月11日：更新許可
平成16年5月11日：更新許可
平成21年5月21日：更新許可
平成26年5月11日：更新許可
令和元年5月11日：更新許可（優良基準適合）
令和4年9月27日：住所の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無　(有)・無
市名　京都市　許可番号

6. 規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　有・(無)

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物　または
特別管理産業廃棄物
×
収集運搬業
または　処分業
の組み合わせで
４パターンのいずれか

❶ 下６桁が固有番号

❷

❸ ○○市長
○○知事から判断

❹ 切れていないか確認

❺ 取り扱うことができる品目を確認する

❻ 委託廃棄物を処理できる能力等があるか確認する

ちゃんとチェックすることは排出事業者の責任！

許可番号における始めの番号（2桁または3桁）は、許可する都道府県・政令市番号を示します。
宮城県＝004、
仙台市＝054

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

© 2026 Universe Inc.

「許可業者であること＝適正処理の保証」ではない

環境省からの通知が方針を決める

排出事業者・処理業者・それを管轄する都道府県または政令市の３者は、環境省（国）の定める法令に基づいて適正処理を行います。しかし現実には、法律の解釈が行政区ごとに分かれ、法律だけでは全国的に統一した判断ができないという事情もあります。その部分に対応するため、環境省から出される補足説明が「通知」です。

その一例として、「行政処分の指針について」という通知で、排出事業者責任について示されています。排出事業者責任のあり方は、「信頼できる処理業者を選定する責任はあくまでも排出事業者にある」と提示されています。

行政処分の指針ポイント

1. 「許可」は適正な処理を保証しない。業者選定の責任は排出事業者にある。
2. 法要求では含まれない「注意義務」違反も、措置命令の対象となりうる。

注意義務違反の要件	指標（具体例）	対策
適正な対価を負担していない	一般的な処理料金の半値程度	複数の見積りを取る
当該処分（不適正処理）が行われることを知っていた又は知ることができた	改善命令等の行政処分	・処理業者に直接問い合わせ ・施設確認 ・残余容量の把握（埋立） ・二次委託先との契約確認（中間処理）
	不適正処理時の立入検査	
	周辺住民からの訴訟	

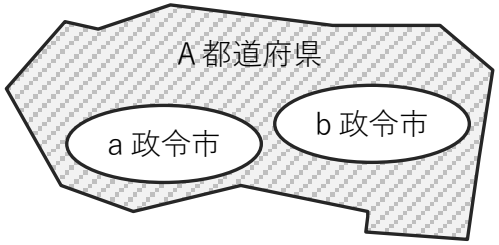
© 2026 Universe Inc.

収集運搬業許可の考え方

収集運搬業許可は、原則、積込みと積下しを行う都道府県の許可を確認



改正前



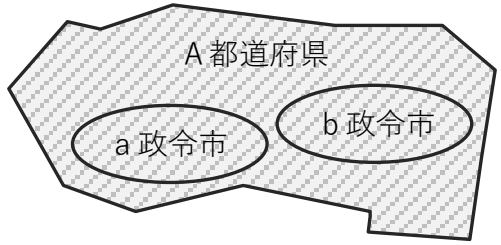
A都道府県の許可はａ・ｂ政令市以外の都道府県を区域とする

＝産業廃棄物に関する行政区の管理範囲と同じ

全国で収集運搬業を行うには
100以上の許可が必要

改正後

平成23年４月から



A都道府県の許可によって、都道府県内全域（a政令市、b政令市を含む）で産業廃棄物の収集運搬が可能になる。

※政令市内で積替保管を行う場合は、政令市の収集運搬業許可が必要となる。

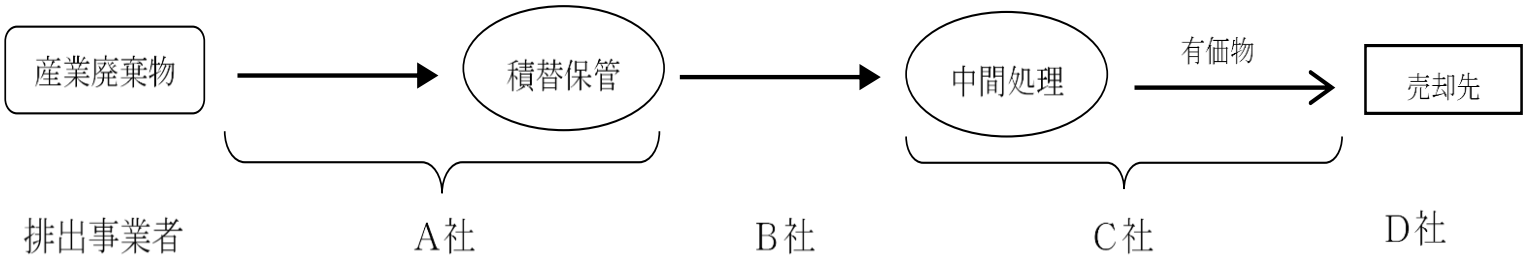
全国で収集運搬業を行うには
47の許可が必要

© 2026 Universe Inc.

問題を解いてみよう②

■次の図のような産業廃棄物の処理委託を行う場合、廃棄物処理法に基づいて結ぶべき産業廃棄物処理委託契約について、解答欄に記入しなさい。 なお ⟶ は、収集運搬を示します。

1・・・収集運搬委託契約のみが必要な場合
2・・・処分委託契約のみが必要な場合
3・・・収集運搬と処分の委託契約が必要な場合
4・・・直接契約が不要な場合



排出事業者とA社	1
A社とB社	4
排出事業者とC社	2
排出事業者とD社	4

■次のア～イの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 排出事業者は、収集運搬業者に産業廃棄物を引渡した日から3日以内に紙のマニフェストを交付しなければならない。

ア. ×

イ. 仙台市と、多賀城市に排出事業場を有している事業者が、管理票交付等状況報告書を本社のある仙台市にまとめて報告した。

イ. ×

© 2026 Universe Inc.

産廃処理委託契約書のルール

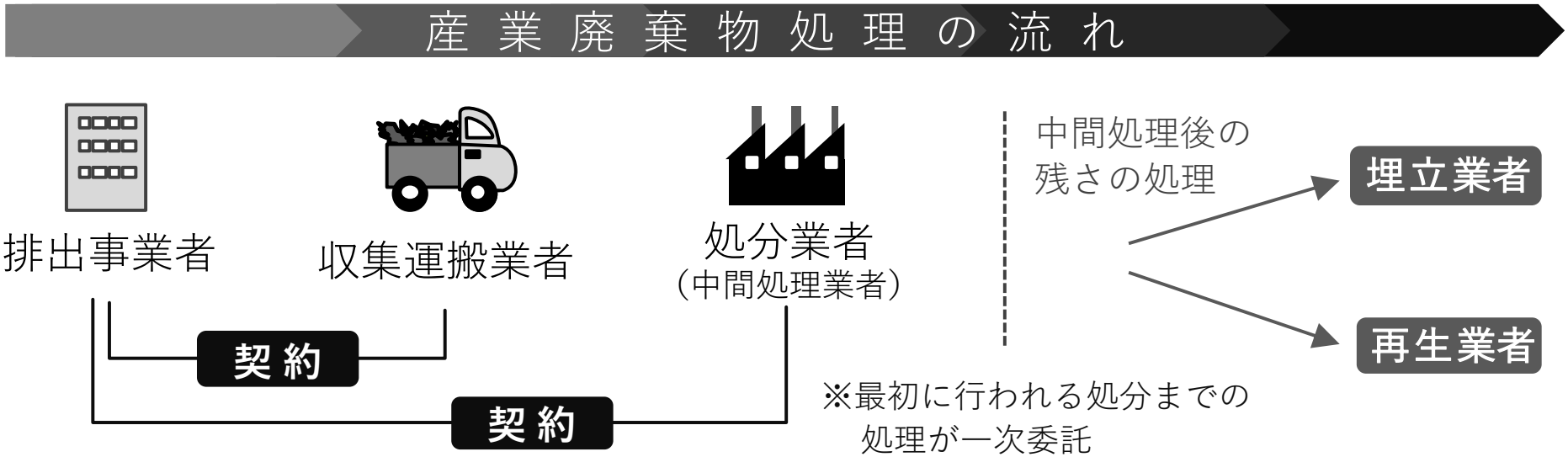
収集運搬業者とだけではなく、運搬先の処分業者とも直接契約する

■処理委託の前に締結すること

■書面で締結すること

■契約の終了日から5年間保存すること

■契約する相手



◆ **収集運搬業者と契約するだけでは不十分**

◆ **中間処理後の残さの処分先とまでは直接契約不要**

■記載すべき事項に漏れがない ⇒ 記載事項一覧

© 2026 Universe Inc.

産廃処理委託契約書の記載事項

区分	記載が必要となる条件 （一項は必須の記載事項となる）	法律で定められる記載事項	記載する際の注意点
共通	受託者が処理業許可を受けた者である場合	受託者の事業範囲 ※許可証を添付すること	「添付する許可証の通り」でも構わない
	―	委託契約の有効期間	自動更新の定めがあっても構わない
	―	産業廃棄物の種類及び数量	
	―	契約金額（支払う料金）	単価と数量から合計が計算できれば可
	―	産業廃棄物の性状及び荷姿	性状：固形・液体など 荷姿：袋・コンテナなど
	―	産業廃棄物の性状の変化に関して（通常の保管下で）	
	―	産業廃棄物の混合等による支障	
	委託する産業廃棄物にJIS C 0950含有マークが含まれる場合	JIS C 0950含有マークの表示に関する事項	
	それぞれが委託する産業廃棄物に含まれる場合	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる旨 委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質が含有・付着する旨、その名称・量又は割合	
	―	その他産業廃棄物取り扱い上の注意	
	―	上記６項目の変更情報の伝達方法	書面・ＦＡＸ等、伝達の方法は問わない
	―	受託業務終了の報告	マニフェストによる報告で構わない
	―	契約解除時の産業廃棄物の取扱い	
収集運搬	―	運搬の最終目的地の所在地	本社などではなく、実際に搬入する施設を記入
	積替保管を行う場合	積替保管を行う場所の所在地	
		積替保管できる産業廃棄物の種類・保管上限	
	積替保管を行う場合であり，廃棄物が安定型産業廃棄物である場合	他の廃棄物と混合することの許否	他の廃棄物＝管理型の産業廃棄物
処分	―	処分（再生）場所の所在地・方法・処理能力	
	―	最終処分の場所の所在地・方法・処理能力	
	委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合	輸入された廃棄物である旨	平成23年度から記載事項として追加

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

© 2026 Universe Inc.

PRTR制度対象事業者に対する有害廃棄物情報の伝達に関する改正

2025年4月22日 公布
2026年1月1日 施行

廃棄物処理法省令改正、WDSガイドラインの改正概要

【廃棄物処理法省令の改正内容】

- 省令改正により規定する情報伝達については、危険・有害物質に関する関連法令と連携する形で、伝達する内容等を明確化し、実効性のある方策とすることとした。
- 連携する法令としては、化学物質排出把握管理促進法（化管法）とし、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている化管法において、人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することとした。
- 健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を、廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につながると考えている。
- 対象事業者：第一種指定化学物質等取扱事業者
  伝達情報：廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称・数量又は割合
  （※具体的な算出・推計方法については別途ガイドライン等で情報提供。）

【WDSガイドラインの改正内容】

- 省令改正の内容を追加（PRTR届出対象事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 有識者等の意見を踏まえ、WDS様式について更新。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションが重要であることを強調。

2

出典：中央環境審議会循環型社会部会（第58回） 資料 「有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について」より抜粋
https://www.env.go.jp/content/000271535.pdf

© 2026 Universe Inc.

処理業者とのコミュニケーション

廃棄物の処理を委託するにあたっては相互の情報共有が肝要

処理委託契約	排出事業者	処理業者
締結前	●廃棄物の発生工程・廃棄物に含まれる有害物質等の確認 ●廃棄物の発生現場からのサンプル採取・処理業者への提供 ●WDSの作成	●受入れの判断・処理方法の選定 ●適正処理のために不足する情報を排出事業者に問い合わせ
締結時	●委託契約書にWDSを添付	●WDSの内容確認
継続中	●廃棄物の組成・成分情報等に変更があった場合のWDS再発行	●処理方法等の変更の判断

© 2026 Universe Inc.

WDSの様式（第3版）

法定書面ではないが、使用が推奨される情報伝達のツール

＜表 面＞

管理番号

廃棄物データシート（WDS）

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
※3 一品目に対して、一枚作成ください。

排出事業者の責任において作成

1	作成年月日			記入者			
2	排出事業者の名称等	名称		所属			
		所在地	〒	担当者		TEL	
						FAX	
3	廃棄物の名称						
4	廃棄物の発生工程 □ 工程図等添付						
5	廃棄物の種類 □ 産業廃棄物	□ 汚泥 □ 廃油 □ 廃酸 □ 廃アルカリ □ その他 （ ） ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 □ 石綿含有産業廃棄物 □ 水銀使用製品産業廃棄物 □ 水銀含有ばいじん等					
	□ 特別管理産業廃棄物	□ 引火性廃油 □ 強アルカリ（有害） □ 指定下水汚泥 □ 廃酸（有害） □ 引火性廃油（有害） □ 感染性廃棄物 □ 鉱さい（有害） □ 廃アルカリ（有害） □ 強酸 □ PCB等 □ 燃えがら（有害） □ ばいじん（有害） □ 強酸（有害） □ 廃水銀等 □ 廃油（有害） □ 13号廃棄物（有害） □ 強アルカリ □ 廃石綿等 □ 汚泥（有害）					
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	（ ）アルキル水銀 （ ）トリクロロエチレン （ ）1,3-ジクロロプロペン （ ）水銀又はその化合物 （ ）テトラクロロエチレン （ ）チウラム （ ）カドミウム又はその化合物 （ ）ジクロロメタン （ ）シマジン （ ）鉛又はその化合物 （ ）四塩化炭素 （ ）チオベンカルブ （ ）有機燐化合物 （ ）1,2-ジクロロエタン （ ）ベンゼン （ ）六価クロム化合物 （ ）1,1-ジクロロエチレン （ ）セレン （ ）砒素又はその化合物 （ ）シス-1,2-ジクロロエチレン （ ）ダイオキシン類 （ ）シアン化合物 （ ）1,1,1-トリクロロエタン （ ）1,4-ジオキサン （ ）PCB （ ）1,1,2-トリクロロエタン					
7	廃棄物の組成・成分情報 □ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名		量・濃度		CAS登録番号	
	□ その他主要成分						
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	（ ）硫黄 （ ）塩素 （ ）臭素 （ ）ヨウ素 （ ）フッ素 （ ）炭酸 （ ）硝酸 （ ）亜鉛 （ ）ニッケル （ ）銅 （ ）アルミ （ ）アンモニア （ ）ホウ素 （ ）アンチモン （ ）その他 （ ）					

使用原材料、有害物質・不純物の混入、排出場所等

化管法の第一種指定化学物質の情報

WDS（廃棄物データシート）は、排出事業者が処理委託する廃棄物の情報を処理業者に伝達するためのツール。

廃棄物処理法上、使用が義務付けられる書面ではない。

外観から含有物質や有害特性が判りにくい汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ等の液体廃棄物について、WDSの使用が推奨されている。

出典：環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第３版）
https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/disposal_manifestA.pdf

© 2026 Universe Inc.

産業廃棄物処理委託契約書は、漏れなく記載する

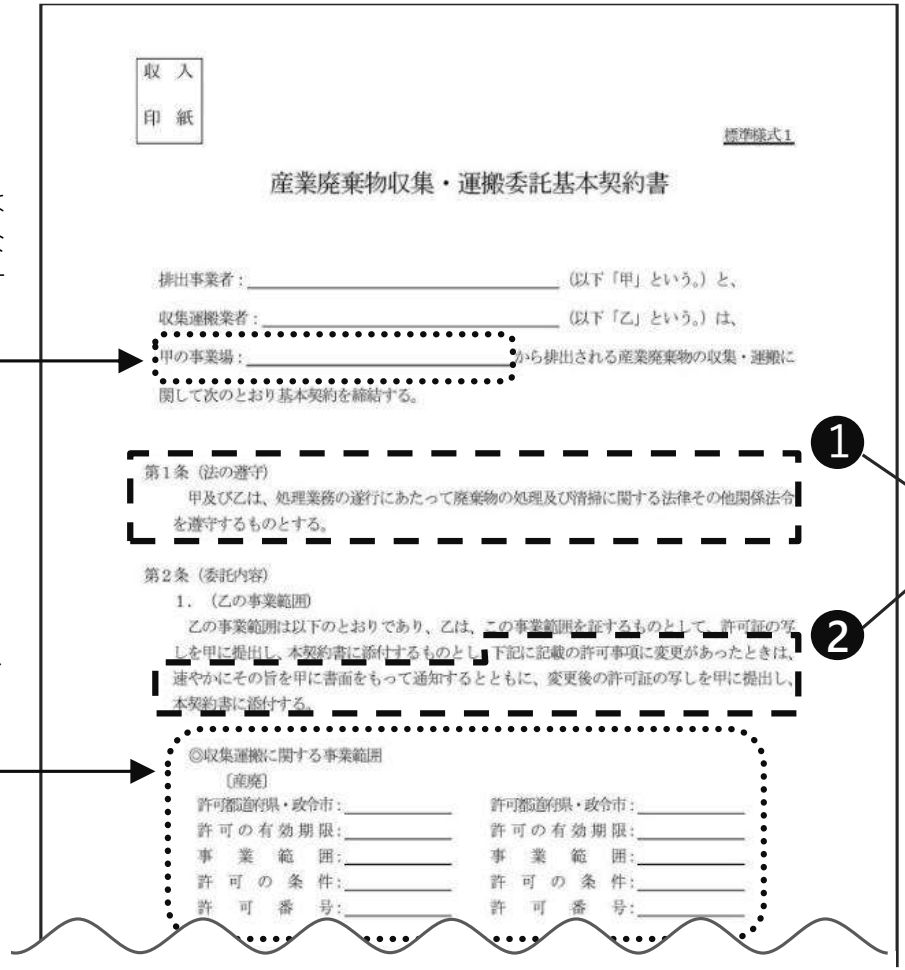
ポイント1 空欄を作らない！

ポイント2 法令の記載事項以外も確認を！

ポイント1

［甲の事業場］
法令で定められる記載事項ではないが、排出した場所は必要な収集運搬業許可の範囲を判断するためにも記入するべき

［事業範囲］
許可証を添付する必要があることから“許可証の通り”という記載でもよい


収入印紙

標準様式1

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

排出事業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と、
収集運搬業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：＿＿＿＿＿＿＿＿から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）
1.（乙の事業範囲）
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲
〔産廃〕
許可都道府県・政令市：＿＿＿＿　許可都道府県・政令市：＿＿＿＿
許可の有効期限：＿＿＿＿　許可の有効期限：＿＿＿＿
事業範囲：＿＿＿＿　事業範囲：＿＿＿＿
許可の条件：＿＿＿＿　許可の条件：＿＿＿＿
許可番号：＿＿＿＿　許可番号：＿＿＿＿

❶
❷
ポイント2

© 2026 Universe Inc.

建設廃棄物の処理パターン

以下パターンから（組み合わせることも含めて）選択して体制を構築

運搬する者	想定される運搬先	内容
元請業者 （収集運搬業許可 不要）	元請業者の保管場所	事務所等に保管場所を準備し、都度持ち帰る →集積後は処理委託することを想定
	処分業者施設	排出事業者自身で運搬して、処分のみ委託 （処分業者への持ち込み・自社搬入）
処理業者 下請業者 （収集運搬業許可あり）	処分業者施設	許可を有する処理業者が、排出現場から回収することで処理委託が開始する ※排出量がある程度多い場合には一般的 ※下請事業者に許可を取得させ、収集運搬を委託する場合も同じ
下請業者 （収集運搬業許可なし）	元請業者が 権限を有する場所	**※限定的な特例** 廃棄物処理法の特例（21条の３第３項）を活用し、下請け業者が運搬を行う

© 2026 Universe Inc.

法第21条の3

（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）

第二十一条の三　土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

2　建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負つた建設業を営む者（以下「下請負人」という。）が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定を適用する。

3　建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるものに限る。）について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

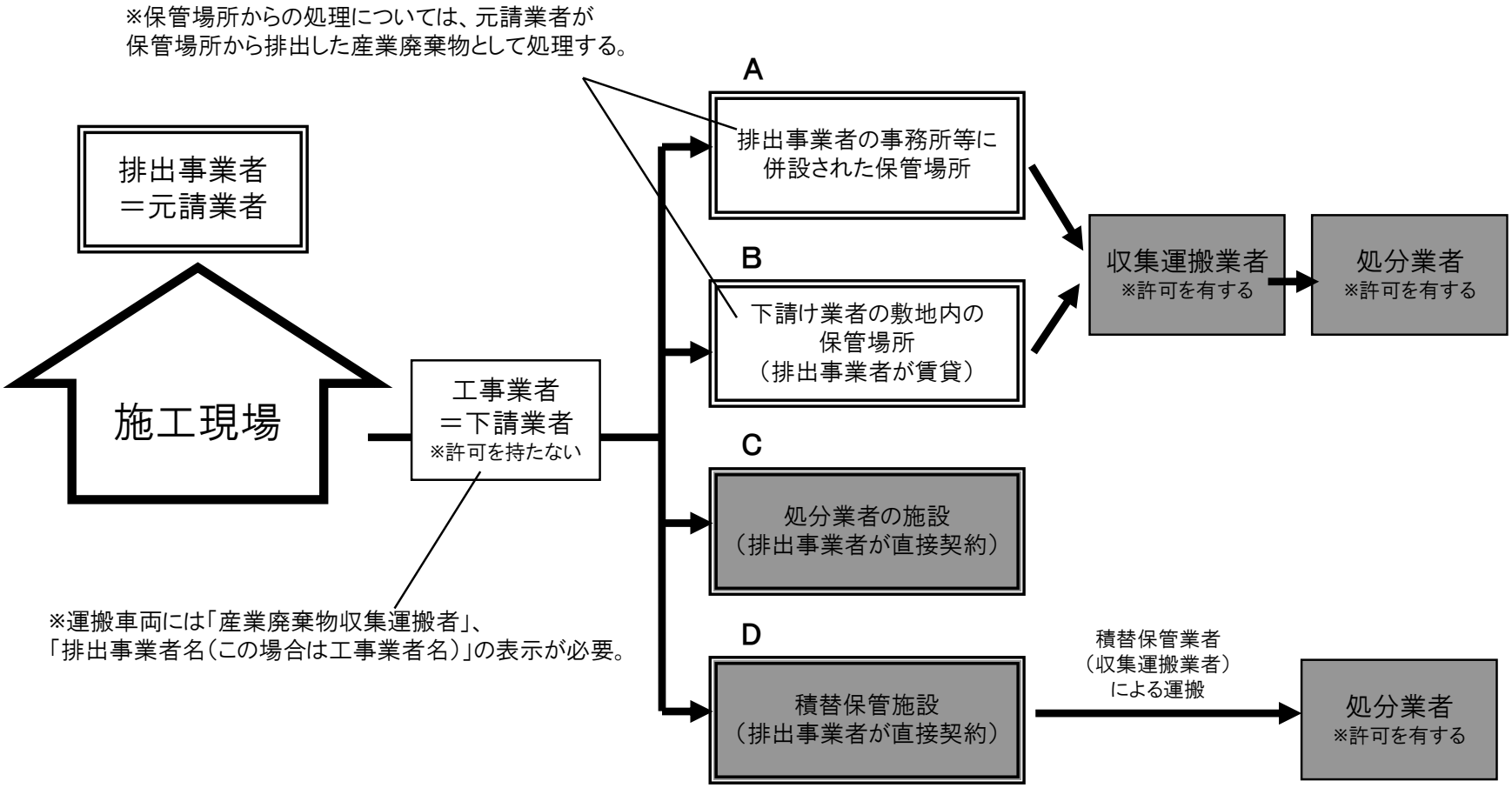
4　建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。）には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

© 2026 Universe Inc.

あくまでも廃棄物処理法の特例、条件に適合するケースは多くない

■収集運搬業許可を持たない下請工事業者が一旦運搬を行う条件

☑新築・増築及び解体工事では認められず、請負金額（発注者の支払金額）が税込500万円以下の工事に限る。
☑特別管理産業廃棄物では認められない。
☑1回に運搬する廃棄物は1㎥以下であること。
☑この運搬の途中で保管を行ってはならない。
☑運搬先は、排出事業者が使用権限を持ち、施工現場と同一または隣接する都道府県であること。



© 2026 Universe Inc.

4項について

https://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204004.pdf

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）　平成23年2月4日

4　下請負人が行う廃棄物の処理の委託

法第21条の３第１項の規定により建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が事業者とされることから、元請業者が廃棄物について自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って廃棄物処理業者に適正に処理を委託しなければならない。

しかし、元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合、下請負人は事業者でも廃棄物処理業者でもないことから、法に基づく規定が適用されず、下請負人により廃棄物が不適正に委託され、結果的に当該廃棄物の不適正処理につながるおそれがある。

そこで、そのような事態を防止するため、下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物の処理の委託に関する規定を適用することとした（法第21条の３第４項）。

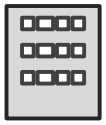
なお、この規定は、前述のような例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではない。

また、例えば、元請業者から下請負人に対し、当該下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理を行うべき旨の口頭による指示又は示唆があり、当該指示又は示唆に従い当該下請負人が当該廃棄物の処理を他人に委託した場合には、当該元請業者から当該下請負人への指示又は示唆が行われた時点では、事業者たる当該元請業者に委託基準等が適用されているにもかかわらず、当該元請業者は書面による委託契約を行っていないことから、当該元請業者は委託基準に違反していると解して差し支えない。このように、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合においても、元請業者による何らかの委託がある場合には、当該委託の時点において元請業者に委託基準が適用される点に留意されたい。

© 2026 Universe Inc.

紙マニフェスト7枚つづりの伝票の役割

マニフェストは、運搬・処分・最終処分の完了を確認するための伝票



排出事業者



収集運搬業者



処分業者

①廃棄物の引渡し

A票
排出事業者控

B２票
収集運搬終了

B１票
収集運搬業者控

②運搬終了

C２票
処分終了

C１票
処分業者控

③処分終了

D票
処分終了

④二次マニフェストの運用

E票
最終処分終了

⑤最終処分終了

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

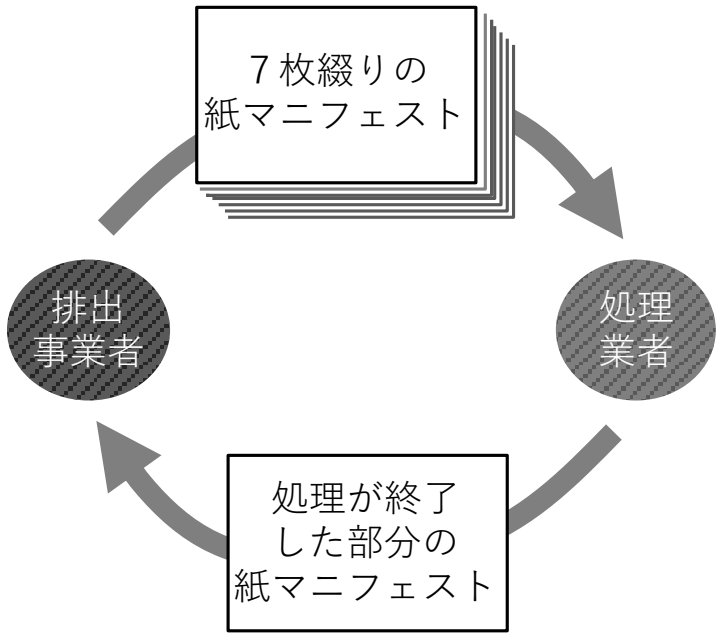
© 2026 Universe Inc.

紙と電子のマニフェストの違い

紙か電子、どちらかを選択して使用する

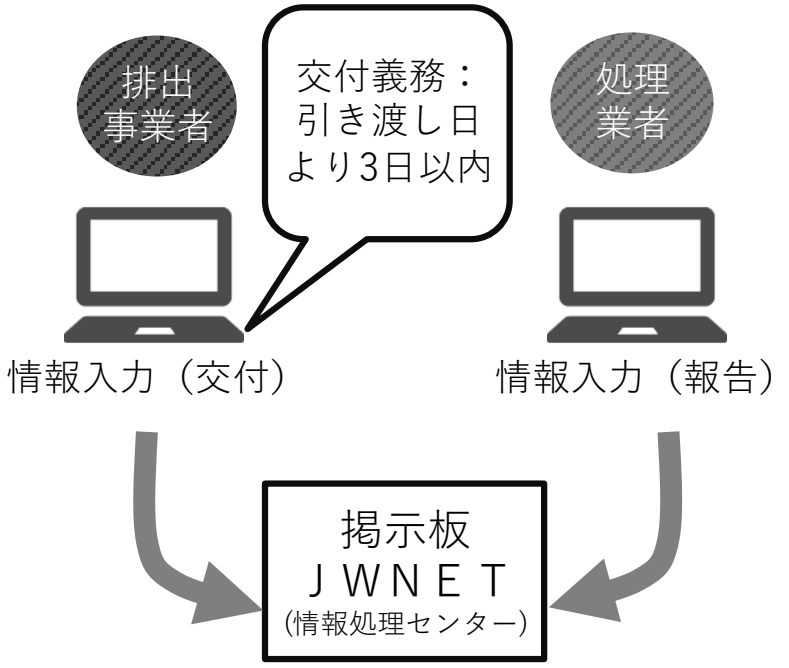
紙マニフェストは 手紙

交付義務：廃棄物の引き渡しと同時



保存義務：５年間保存※
報告義務：排出事業者(１年分をまとめて報告)
※A票は交付日から、B2票・D票・E票は送付を受けた日から

電子マニフェストは 掲示板



保存義務：ＪＷＮＥＴが電子的に保存
報告義務：ＪＷＮＥＴが代わりに報告

※排出事業者、収集運搬業者、処分業者、
３者全ての加入が必須条件

© 2026 Universe Inc.

紙マニフェストの交付報告義務

紙マニフェストを１枚でも交付したら、翌年6月末までに報告を

年に１度の
決まりごと！

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成　　年度）

平成　　年　月　日

○○県知事（○○市長）　殿

排出行政区

報告者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第７項の規定に基づき、平成　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種	
事業場の所在地	電話番号		

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
2									
3									
4									

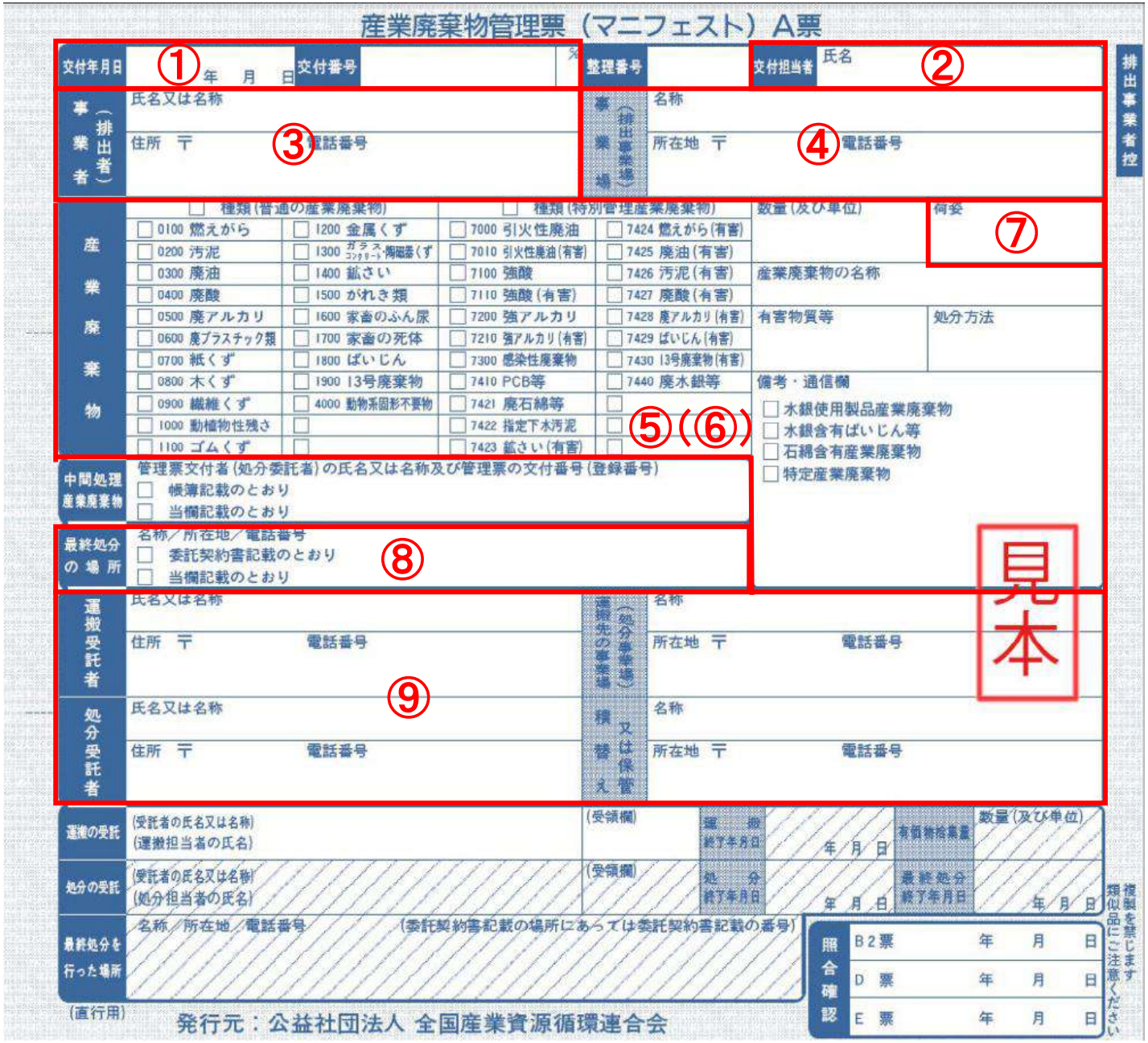
種類　排出量　交付枚数　処理ルート

備考
1　この報告書は、前年４月１日から３月３１日までに交付した産業廃棄物管理票について６月３０日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が２以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列４番）

© 2026 Universe Inc.

紙マニフェスト　法定記載事項



【紙マニフェストの必須記載事項（A票）】

①交付年月日と交付番号
②マニフェスト交付担当者の氏名
③排出事業者の氏名又は名称と住所
④排出事業場の名称と所在地
⑤産業廃棄物の種類と数量
⑥石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨、及びその数量
⑦産業廃棄物の荷姿
⑧最終処分を行う場所の所在地
⑨運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称と住所
⑩運搬先事業場の名称と所在地、積替え保管を行う場合はその所在地

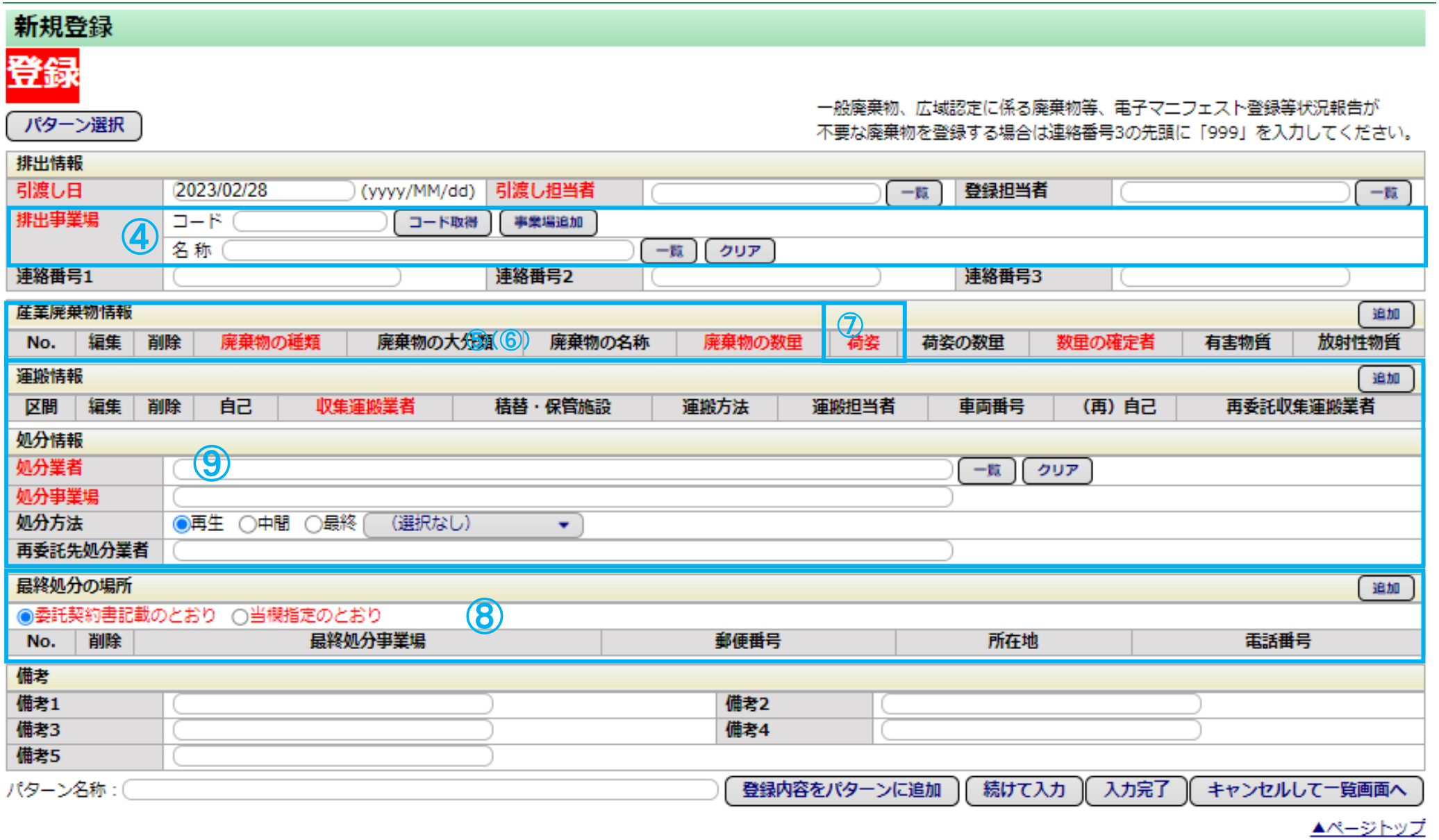
【NGな記入の例】

・必須記載事項が網羅されていない。
・1枚のマニフェストに複数種類の廃棄物を記入。
・1枚のマニフェストに複数回数の回収を記入。
・契約にない処分委託者を記入。
・交付済みのマニフェストを紛失した際に、新しい別のマニフェストを交付すること。

…など。

© 2026 Universe Inc.

電子マニフェスト　法定記載事項



© 2026 Universe Inc.

電子マニフェスト利用時に必要な書面

■受渡確認票 ： 電子マニフェストを利用した廃棄物の委託時に使用する

電子マニフェストシステム（JWNET）　受渡確認票

JWNET Japan Waste Network

a14894787738a

マニフェスト番号	14894787738	登録の状態	確定情報	引渡し日	2022/08/19	引渡し担当者	板倉　聡至
		連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3	

排出事業者
氏名又は名称　株式会社ユニバース
住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3－7－10　ランディック虎ノ門ビル5階
電話番号　03-6809-2581　加入者番号　1107894

排出事業場
名 称　株式会社ユニバース
所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-10　ランディック虎ノ門ビル5階
電話番号

産業廃棄物
種 類　2200000　管理型混合廃棄物
（大分類名称　管理型混合廃棄物）
数 量　0.500 m3　確定数量　0.500 m3
荷 姿　バラ　数量の確定者　収集運搬業者(区間1)
有害物質
放射性物質対象外
廃棄物の名称

中間処理産業廃棄物
(電子/紙　マニフェスト番号/交付番号)

最終処分場所（予定）
所在地（名称［電話番号］）
委託契約書記載のとおり

収集運搬業者 区間1
氏名又は名称　株式会社[redacted]
住所 [redacted]
電話番号 [redacted]　加入者番号 [redacted]　許可番号 [redacted]
運搬方法　車両　車両番号(排出)
備考
運搬量　0.500 m3　運搬担当者 [redacted]
有価物拾集量　運搬終了日　2022/08/19

運搬先の事業場
名 称　[redacted]リサイクルセンター
所在地 [redacted]
電話番号 [redacted]

処分業者
氏名又は名称　株式会社[redacted]再資源物流センター
住所 [redacted]
電話番号 [redacted]　加入者番号 [redacted]　許可番号 [redacted]
報告区分　処分(中間)+最終　処分終了日　2022/08/20　廃棄物受領日　2022/08/19
備考
処分担当者 [redacted]
受入量　0.500 m3
最終処分終了日　2022/08/30

処分事業場
名 称　[redacted]リサイクルセンター
所在地 [redacted]
電話番号 [redacted]　処分方法

最終処分の場所（実績）
所在地（名称［電話番号］）
[redacted]リサイクルセンター[redacted]

備考1
備考2
備考3
備考4
備考5

印　刷　日　時　2023/02/28 13:48:11

© 2026 Universe Inc.

電子マニフェスト　導入のメリット

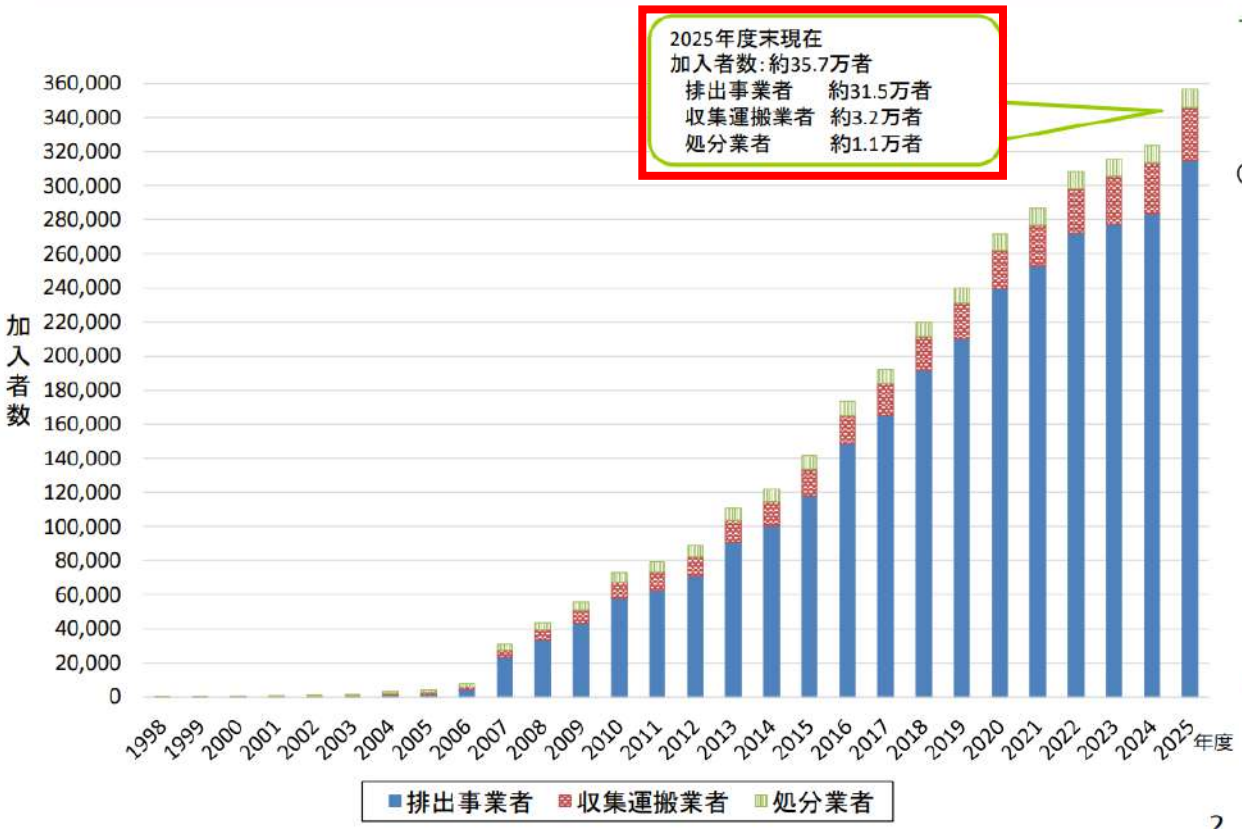
区分	紙マニフェスト	電子マニフェスト
利用条件	特になし	排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3者が利用できる状況にあること
利用料金	30円／枚	JWNET利用料　22円／件 ※ASP利用料　～150円程度／件
交付義務	引き渡しの都度	引き渡し後３日以内 ※事前に予約登録が可能
保存義務	５年間 ※B2、D、E票はそれぞれ返送を受けた日から起算	排出事業者自ら保存の必要なし ※JWセンターが代行
報告義務	１年分の交付状況を毎年６月末に 都道府県又は政令市に報告	排出事業者自ら報告の必要なし ※JWセンターが代行
返送確認	処理の工程に応じて対応する伝票が返送される →　手元に自動的に伝票が戻ってくるが、 　交付日からの経過日数が一目でわからない	JWNET内で登録される →　自発的に確認することが必要だが、 　進捗が一目瞭然である
記載事項	正確な知識を有していなければ、 記載の漏れや誤りに気付くことができない	入力項目がシステムで管理されているため、 記載の漏れや誤りが比較的生じづらい



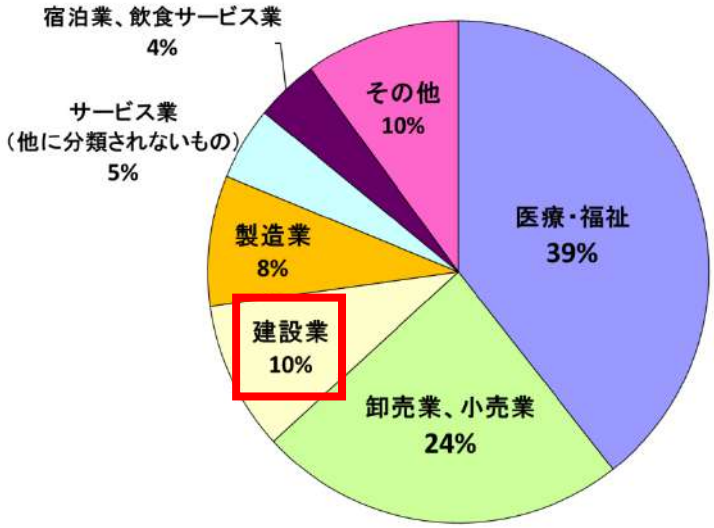
© 2026 Universe Inc.

電子マニフェスト 登録実績①

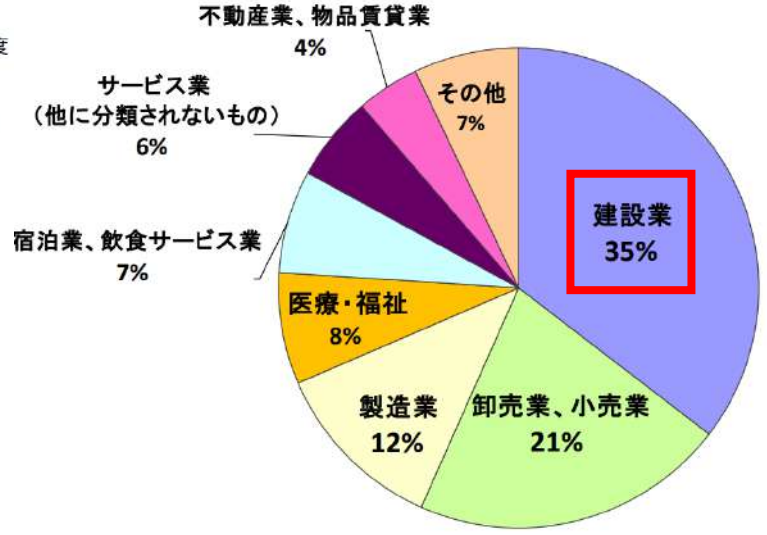
年度別加入者数の推移(1998年度～)



排出事業者の業種別加入者数の構成比グラフ
(2026年3月31日現在)



排出事業者の業種別登録件数の構成比グラフ
(2025年4月～2026年3月までの登録件数)



■電子マニフェストに加入している建設業者
→　約３万者（加入者数全体の10%）

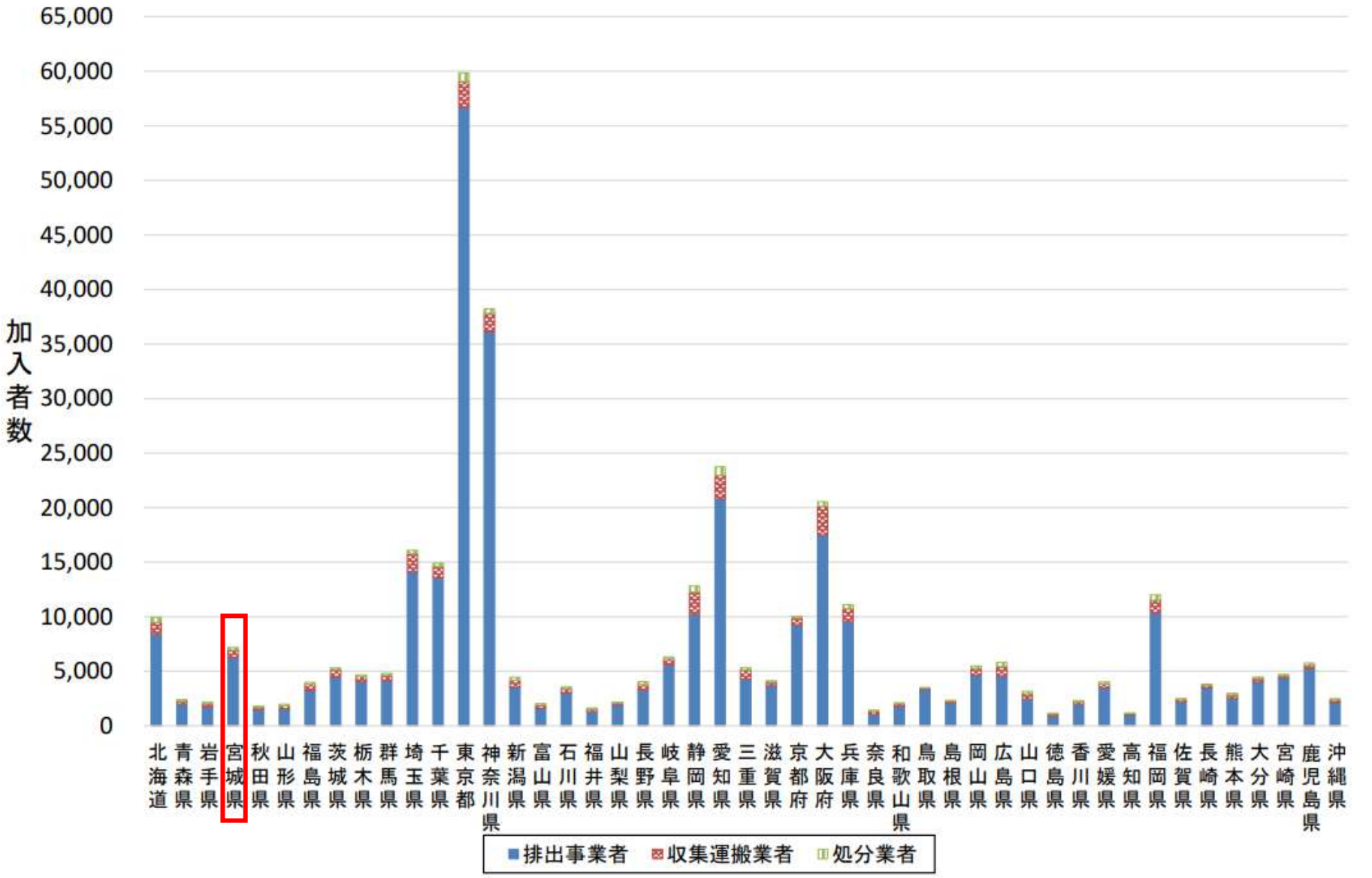
建設業者による登録件数は全業種で最多
→　産業廃棄物の排出量が多い業種である
小規模多現場の事業者が多い

JWセンター「2025年度 電子マニフェスト統計情報」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/2025jwnet_toukei.pdf

© 2026 Universe Inc.

電子マニフェスト 登録実績②

都道府県別加入者数グラフ(2026年3月31日現在)



JWセンター「2025年度 電子マニフェスト統計情報」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/2025jwnet_toukei.pdf

© 2026 Universe Inc.

電子マニフェスト 登録実績③

マニフェスト交付件数における電子化率は67.9％　10年前の約２倍に

年度	2016	2017	2018	2019	2020
電子マニフェスト登録件数（千件）	23,748	26,647	28,965	31,304	32,555

年度	2021	2022	2023	2024	2025
電子マニフェスト登録件数（千件）	35,846	38,534	40,617	43,473	47,513

【参考】2025年度の電子化率

67.9 %（※）

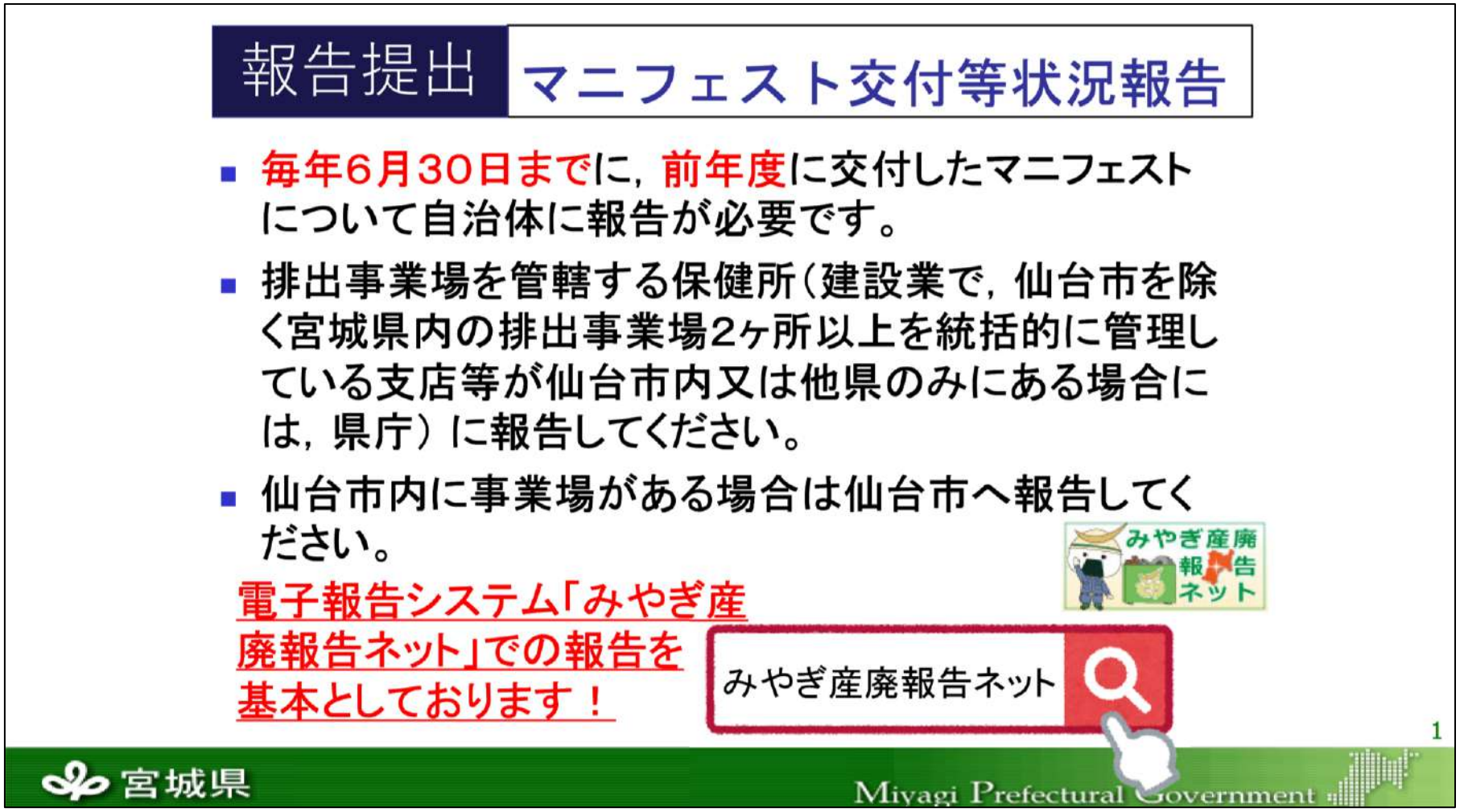
※ 年間総マニフェスト数を7,000万として電子化率を算出。

JWNET「電子マニフェストとは ＞ 捕捉率・登録件数」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/regist/index.html

© 2026 Universe Inc.

宮城県　管理票交付等状況報告について

電子報告を行う場合は「みやぎ産廃報告ネット」を活用



宮城県　「みやぎ産廃報告ネット」　https://www.miyagisanpai.jp/sys/A0010.aspx
※例年、4月1日にサイトオープン

★管理票交付等状況報告に関する詳細情報は下記ページより
宮城県HP「マニフェストに係る報告について」　https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/manifest-page001.html

© 2026 Universe Inc.

産業廃棄物の保管基準①

産業廃棄物を排出した事業者は、その産業廃棄物の処理が行われるまで適切に保管しなければなりません。保管の基準に関しては、周囲に囲いを設けることと、掲示板を掲げることなどが廃棄物処理法に定められています。

◆ 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

囲いについて明確な基準はありませんが、保管する廃棄物の荷重がかかる場合には、その荷重に耐えられる強度が必要になります。

◆ 産業廃棄物の保管場所である旨を掲示

見やすい場所に、縦横60ｃｍ以上の掲示板を掲げます。右図のようなものが一般的ですが、廃棄物処理法に定められた記載事項があれば、特に形式は定まっていません。



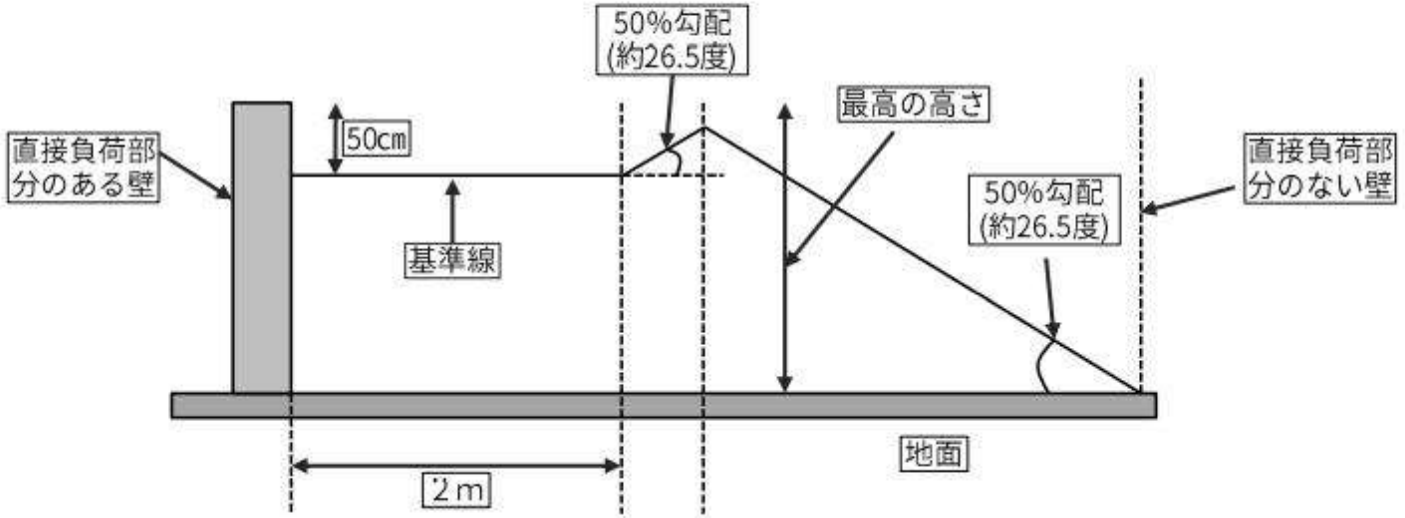
ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」より抜粋

© 2026 Universe Inc.

産業廃棄物の保管基準②

◆ その他の基準

保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、悪臭、害虫などが生じないようにする必要があります。また、容器に入れずに屋外で保管する場合には、下図の基準を守る必要があります。



保管の届出が必要となる場合

産業廃棄物を、その産業廃棄物が生じた事業場外で保管する場合には、あらかじめ都道府県知事へ届出を行う必要があります。この規制の対象となるのは、建設系の産業廃棄物を300㎡以上の土地で保管する場合に限られています。

しかし、都道府県または政令市の定める条例では、建設系以外の産業廃棄物に対しても届出が必要となる場合、300㎡未満の土地での保管でも届出が必要となる場合等があるため、保管を行う行政区の条例を確認することが必要となります。

© 2026 Universe Inc.

実務上注意が必要な保管基準

水銀使用製品産業廃棄物のポイント

保管	・仕切りや表示等による混合防止 ・産業廃棄物の掲示板の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と追記
処理委託	【許可の確認】許可証の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 【契約書】廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」と明記する 【マニフェスト】「水銀使用製品産業廃棄物」と明記し、その数量を記載

特別管理産業廃棄物を扱う際のルール

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、特別管理産業廃棄物の許可を持つ業者に委託しなければなりません。これ以外にも、特管産廃と普通産廃では様々な点で対応が異なります。

◆ 責任者の設置義務
特管産廃を排出する事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。行政区によっては、責任者の設置・変更・廃止の際に報告が義務付けられている場合もあります。

◆ 処理業者への事前通知
予め委託先の処理業者に特管産廃の種類・数量・性状等を文書で通知しなければなりません。

◆ 保管・運搬の際の基準
特管産廃と普通産廃が混じることの無いよう、仕切りを設けるなどの措置が必要となります。

ユニバース著
「産廃がわかるハンドブック」より抜粋

© 2026 Universe Inc.

産廃／一廃／有価物の違い

	廃棄物		有価物
	産業廃棄物	一般廃棄物	
具体例	・売却できない廃プラ ・廃蛍光灯 ・廃木製パレット など	・一般のオフィスの紙くずなど ・事業活動に伴わない廃棄物	・売却可能な排出物 ・段ボール など
処理責任	排出事業者	市町村 ※但し、事業系一般廃棄物については排出事業者にも責任有り	※廃棄物ではないため、処理責任というよりも製造者としての責任
処理業の許可の権限	都道府県知事および政令市長	市町村長	—
許可業者への委託	必要	必要	
書面での処理委託契約締結義務	必要	**法律上の義務ではない**	
マニフェストの交付	必要	**法律上の義務ではない**	

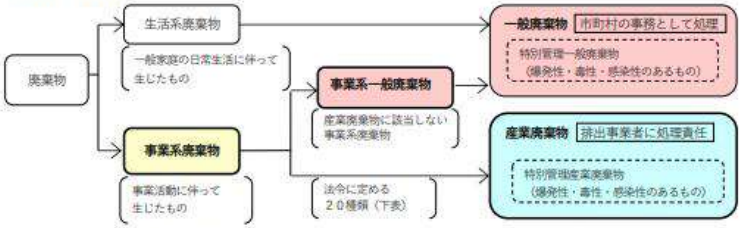
© 2026 Universe Inc.

宮城県　事業系廃棄物の処理について

産業廃棄物を排出する事業者の方へ

産業廃棄物の処理は排出事業者の責任です

●廃棄物の区分



		産業廃棄物の種類	内　容
産業廃棄物	すべての業種に共通	１　燃え殻	焼却残渣、石炭がら、灰かす、炉清掃物等
		２　汚泥	製造業、廃水処理等で生ずる全ての泥状のものであって有機性・無機性のものの全ての汚泥
		３　廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等全ての廃油
		４　廃酸	全ての酸性廃液
		５　廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
		６　廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類
		７　ゴムくず	天然ゴムのくず
		８　金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず
		９　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。)
		１０　鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鋳物砂、高炉、平炉、転炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす
		１１　がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片
		１２　ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	特定の業種によるもの	１３　紙くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業の紙くず
		１４　木くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、貨物物流に使用したパレットの木くず
		１５　繊維くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、製糸、紡績、織物業等の天然繊維くず
		１６　動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
		１７　動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内臓等
		１８　家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
		１９　家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
		２０　１から１９の産業廃棄物を処分するために処理したもので、１から１９の産業廃棄物に該当しないもの	
事業系の一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）		事務所、商店、オフィス等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶がら等の雑ごみ 飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類 卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等	

●爆発性・毒性・感染性のあるものは、別に特別管理産業廃棄物に分類されます。
（感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿、廃水銀、引火性廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、その他有害物を含むものなど）

次のような廃棄物は、各種のリサイクル法に基づきリサイクルしましょう。
●**使用済み自動車**→自動車リサイクル法に基づき処理が必要です。自動車リサイクルの登録・業者に相談しましょう。
●**使用済み家電**→テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられています。販売業者に相談しましょう。
●**使用済みパソコン**→産廃処理もできますが、リサイクルが推奨されています。メーカーに相談しましょう。

排出事業者の責任とは？

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、廃棄物処理法第３条に定められています（排出事業者責任）
●自ら処理する場合は、法の基準に従い、保管や運搬、処分を行う必要があります。
●他人に処理を委託する場合は、以下のルールを遵守しなければなりません。

委託契約

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、「委託基準（令第６条の２）」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。



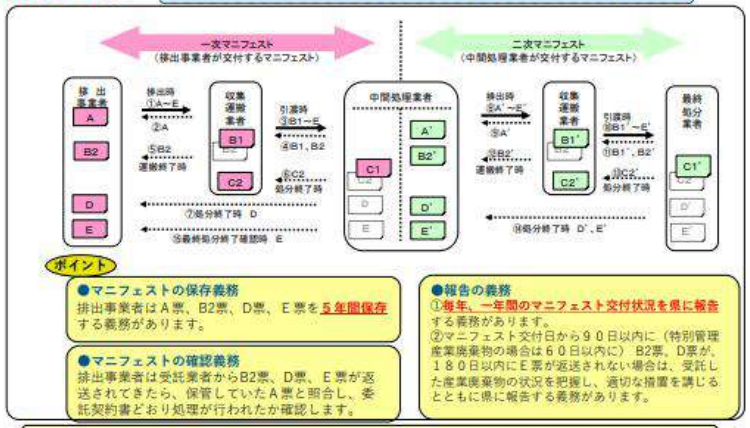
ポイント
●その廃棄物について許可を受けている運搬又は処分業者に委託しなければなりません。
●排出事業者は、収集運搬及び処分業者**それぞれと書面で契約**が必要です。
●記載しなければならない内容が法令で定められています。
●委託契約書は**５年間保存**が必要です。
●委託契約書と別にマニフェストの交付が必要です。
●特別管理産業廃棄物の場合は、委託先業者に対しあらかじめ注意事項等を文書で示さなければなりません。

県の**産廃処理適正化条例**では、**委託先（処分業者）の実地確認**も義務付けています。（優良認定を受けた許可業者に委託する場合は、実地確認は免除されます）

マニフェスト

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理しなければなりません。

マニフェストとは、廃棄物処理法施行規則第８条の２１第２項にて様式が定められた複写式伝票です



ポイント
●**マニフェストの保存義務**
排出事業者はA票、B2票、D票、E票を**５年間保存**する義務があります。
●**マニフェストの確認義務**
排出事業者は受託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、委託契約書どおり処理が行われたか確認します。
●**報告の義務**
①毎年、一年間のマニフェスト交付状況を県に報告する義務があります。
②マニフェスト交付日から９０日以内に（特別管理産業廃棄物の場合は６０日以内に）B2票、D票が、１８０日以内にE票が返送されない場合は、受託した産業廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じるとともに県に報告する義務があります。

委託した後も、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります！

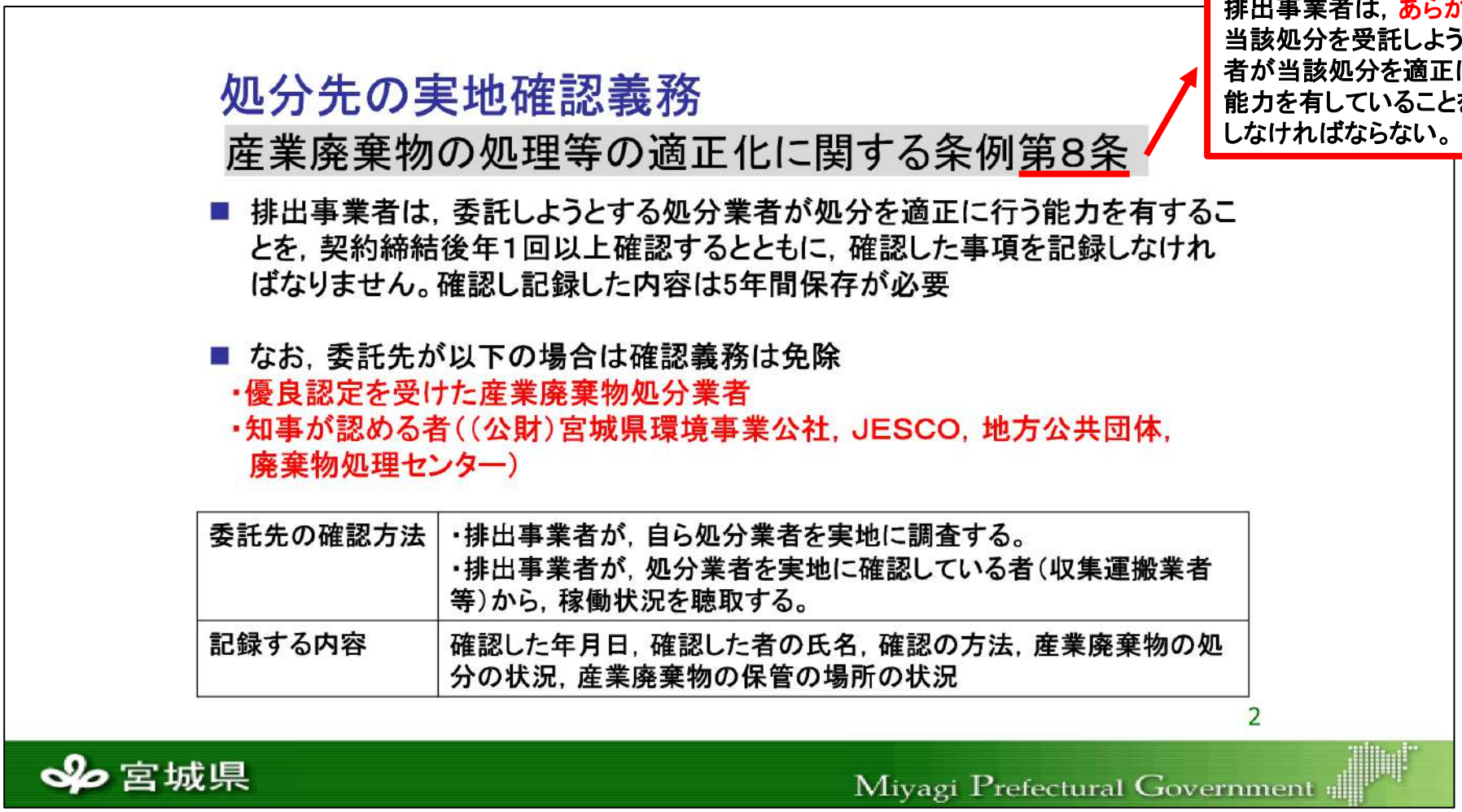
おすすめ
電子マニフェスト
マニフェスト制度においては、Ｗｅｂシステムを使用する電子マニフェストも利用できます。電子マニフェストを利用した場合、紙の管理票を交付したり、管理票の写しを保存する必要がありません。また、パソコンや携帯電話で簡単に操作できる、マニフェスト票の法定項目の記載漏れがない、偽造される危険性が少ない、毎年の自治体への交付状況報告が必要ない、などのメリットがあります。

宮城県HP掲載　処理委託に関する情報をまとめた簡易版リーフレット　https://www.pref.miyagi.jp/documents/7611/leafletr6.pdf

© 2026 Universe Inc.

宮城県　条例による独自のルール

廃掃法では「努力義務」である実地確認を条例で義務化



排出事業者は，**あらかじめ**，当該処分を受託しようとする者が当該処分を適正に行う能力を有していることを確認しなければならない。

➡　その他　委託先における不適正処理発覚時の行政報告、産業廃棄物の性状確認　等

★宮城県「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の詳細は下記ページより

宮城県HP「適正化条例に基づく排出事業者の責務」　https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haishutsu-tekiseika.html

© 2026 Universe Inc.

新法：金属盗対策法について

銅線ケーブルの盗難多発を背景に買取側の届出制度を新設　盗品買取の未然防止

2025年6月20日 公布
2026年6月1日 施行

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（概要）

背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗をはじめとする金属盗が増加
- 令和６年の金属盗の認知件数は**令和２年の約４倍の20,701件**
- 令和６年の金属盗の**被害額は、約140億円**（窃盗全体の約２割）
- 同設備の被害により、長期間にわたる発電停止による経済的損失も発生

法律の概要

1　特定金属くず買受業に係る措置
（令和8年6月１日に施行予定）

特定金属くず（※）の買受けを行う営業を営む者に係る措置
※　当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属（銅及び政令で定める金属）により構成されている金属くず

窃取された銅線ケーブル



▶ 特定金属くず買受業の届出（罰則あり）
- 特定金属くず買受業を営む場合の届出義務

▶ 買受けの相手方の本人確認等
- 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務
- 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務

▶ 取引記録の作成等
- 特定金属くずの買受けを行った場合、買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録を作成・保存する義務

▶ 警察官への申告
- 買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたときの警察官への申告義務

▶ その他
- 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等

2　犯行用具規制（令和７年9月１日施行）

▶ ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれが大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止（罰則あり）



3　盗難の防止に関する情報の周知
（令和７年9月１日施行）

▶ 金属盗の被害に遭うおそれが大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知



出典：警察庁「金属盗対策法について」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/seminar_shobun_siryou_202510.pdf

© 2026 Universe Inc.

新法：金属盗対策法について

売主が個人（自然人）の場合、顔写真付き証明書の確認と控えが必要になった

特定金属くずを買い受ける際の本人確認の概要（自然人）

2025年6月20日 公布
2026年6月1日 施行

※代表的なもののみ記載

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード（※）等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類の写真＋顔写真の送信を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類のＩＣチップ情報の送信＋顔写真の送信を受ける方法



2

問：本人確認書類のコピーをとる必要があるのか。
答：例えば、本人確認書類の提示により本人確認を行った場合には、そのコピーをとる必要があります。電磁的記録として保存することも可能です。

出典：警察庁「金属盗対策法について」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/seminar_shobun_siryou_202510.pdf

© 2026 Universe Inc.

不適正なスクラップヤードに対する規制強化を目的とした法改正

2026年6月19日 公布
2028年12月 施行予定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

環境省

現状・課題

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。





<施行期日> 公布の日から２年６か月を超えない範囲内において政令で定める日

措置事項

（廃棄物処理法等※の改正）

- **保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準を設ける。**
  基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



出典：環境省「廃棄物処理法等改正・PCB特措法及びJESCO法改正 概要資料」より抜粋
https://www.env.go.jp/content/000418743.pdf

© 2026 Universe Inc.

自治体独自の不適正ヤード規制条例を背景として、廃棄物処理法の改正で対応

2026年6月19日 公布
2028年12月 施行予定

改正の背景　スクラップヤードへの規制強化関係

スクラップヤードへの規制強化

○一部地域で、スクラップ等の不適正な保管や処分に起因する騒音、水質汚濁、火災の発生等が報告されている。**不適正スクラップヤードに起因する環境汚染の未然防止対策**が必要。
○不適正スクラップヤードは、環境対策が不十分な分、操業コストが抑えられ、買取価格を通常より高値に設定できる等、適正なスクラップヤードと公正な競争が妨げられており、その解消が重要。
○国内での**循環資源の回収拡大**や不適正な**国外流出等を抑制**し、**経済安全保障の確保**に向けても重要。

<不適正スクラップヤードにおける環境保全上の支障>

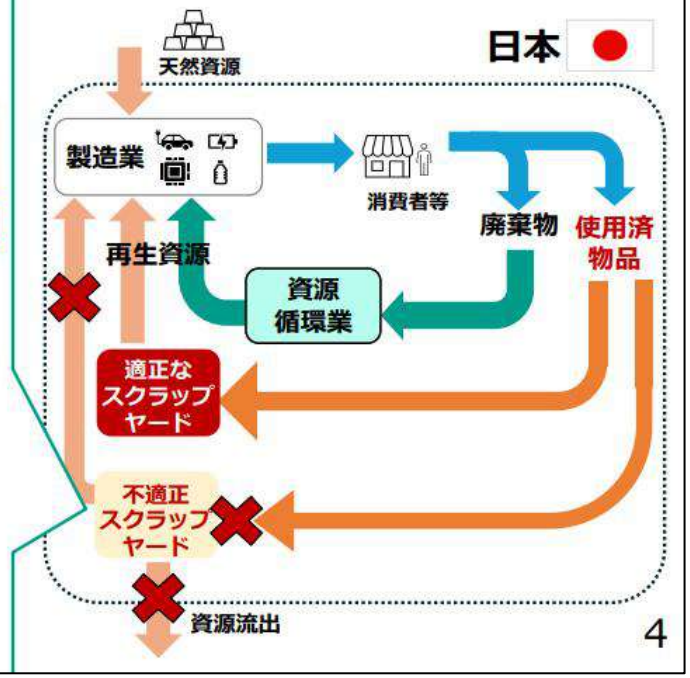
■ 全国4,625事業場の一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等の問題発生（計275件）※都道府県等に対する実態調査（環境省令和７年度実施）

事業場の分類	支障の種類									計	事業場数
	火災	LiB	土壌・地下水汚染	飛散・流出	騒音・振動	悪臭	水質汚濁	崩落	その他		
スクラップヤード	35	6	12	44	103	24	30	8	19	275	4,625
金属スクラップ	7	1	3	15	45	6	4	3	7	90	1,978
雑品スクラップ	21	4	2	9	31	8	6	2	8	87	1,204
プラスチック	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29	415
その他	6	1	7	12	20	4	18	0	2	69	1,028

■ 各地の自治体において、金属スクラップ、プラスチック等の保管に関する条例の制定が相次いでいる（少なくとも５県８市）



※環境省調べ（括弧書きは施行開始年）



出典：環境省「廃棄物処理法等改正・PCB特措法及びJESCO法改正 概要資料」より抜粋
https://www.env.go.jp/content/000418743.pdf

© 2026 Universe Inc.

従来の「有害使用済機器」規定を廃止、「使用済金属・プラスチック物品」へ

2026年6月19日 公布
2028年12月 施行予定

廃棄物処理法の一部改正　スクラップヤードへの規制強化

法の目的・定義（改正・新設）

○ 法の目的に、有価物である要適正再生使用済金属・プラスチック物品等を追加する。（第１条関係）

○ 使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るものを「使用済金属・プラスチック物品」とする。（第２条関係）
※廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。

○ 使用済金属・プラスチック物品であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とする。（第２条関係）
※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様に規定。

対象物品の考え方

既に本来の用途は終了し資源としての価値のみがある（有価物のため現在は規制対象外）
▶ 破損や浸水等を考慮せず、ぞんざいに扱われる性格を有している
▶ 包括的に規制の網にかけ生活環境保全上の支障を未然に防止

要適正再生使用済金属･プラスチック物品



5

出典：環境省「廃棄物処理法等改正・PCB特措法及びJESCO法改正 概要資料」より抜粋
https://www.env.go.jp/content/000418743.pdf

© 2026 Universe Inc.

有害使用済機器保管等届出制度を廃止、都道府県知事による許可制度を新たに創設

2026年6月19日 公布
2028年12月 施行予定

廃棄物処理法の一部改正　スクラップヤードへの規制強化

使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制（新設）

○ 有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。（第17条の２関係）
○ 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付ける。（第24条の７、第24条の８、第24条の15、第24条の16関係）

※ 都道府県知事の権限は、廃棄物処理法施行令で定める市（指定都市及び中核市を予定）に対して移管する予定。

適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者に事業の許可を与える。

＜許可対象となる事業＞

◆保管（譲渡のためのもの）　◆再生（切断、圧縮、破砕、選別、洗浄等。再生のために行う保管を含む。）





※許可を要しない者
①事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である事業者
②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

＜許可基準の例＞　※詳細は政省令で定める

- 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること
- 事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- 申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- 申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと　等

＜基準等の遵守の義務付け＞

- 保管、再生の基準（⇒次ページ）の遵守
- 帳簿の作成　等

＜有害使用済機器保管等届出制度の廃止＞

- 平成29年改正により導入した、有害使用済機器（家電４品目、小型家電28品目）の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止する。　※同制度対象者は新たな許可制度の対象となる。

6

出典：環境省「廃棄物処理法等改正・PCB特措法及びJESCO法改正 概要資料」より抜粋
https://www.env.go.jp/content/000418743.pdf

© 2026 Universe Inc.

廃棄物処理業と同様に、一定の保管基準・再生基準を満たしていることを要件とする想定

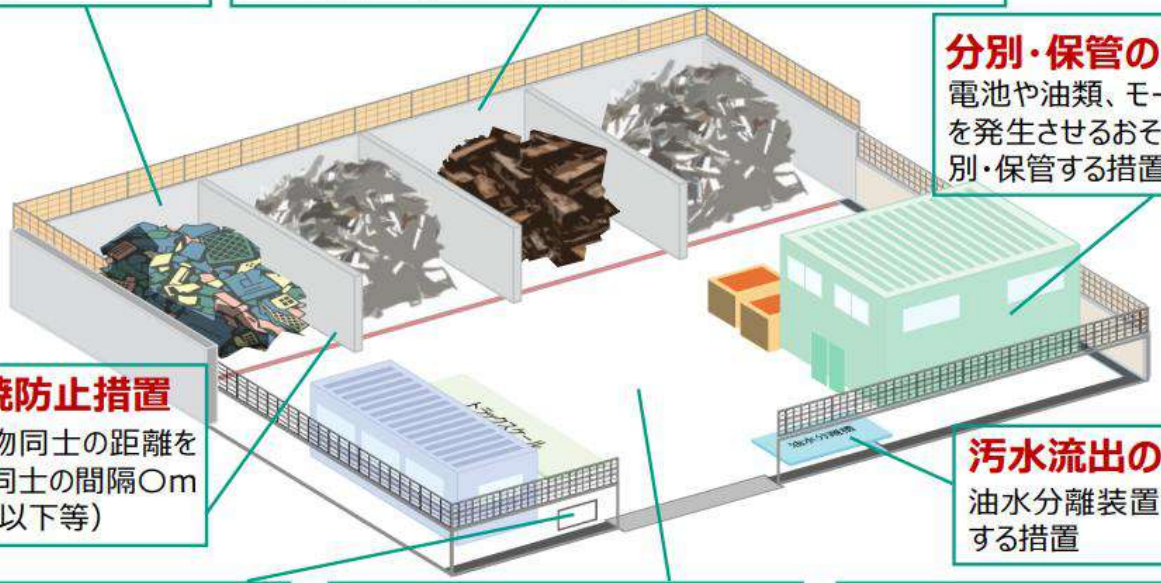
廃棄物処理法の一部改正　スクラップヤードへの規制強化

スクラップヤードで求められる保管基準・再生基準のイメージ

2026年6月19日 公布
2028年12月 施行予定

保管物の高さの制限
周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大○m等）

飛散・流出の防止設置
みだりに人が入り込まないよう、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）



分別・保管の設置
電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

火災の発生・延焼防止措置
仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔○m以上、保管面積○m²以下等）

汚水流出の防止設置
油水分離装置や排水溝を設置する措置

掲示設置
保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（○cm×○cmの掲示板等）

地下浸透の防止設置
油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

騒音・振動の防止設置
重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

※適正な事業者が対応できない基準とならないよう、関係業界の御意見にもしっかりと耳を傾けて、具体の基準を検討する。

7

出典：環境省「廃棄物処理法等改正・PCB特措法及びJESCO法改正 概要資料」より抜粋
https://www.env.go.jp/content/000418743.pdf

© 2026 Universe Inc.

2028年12月までの施行に向けて、環境省の検討会にて詳細な基準を検討中

2026年6月19日 公布
2028年12月 施行予定

今後の検討の進め方について

各検討事項について、それぞれ有識者検討会を設置し技術的観点から検討を行うこととし、本小委員会において年度内に適宜御議論をいただく。

<災害廃棄物関係>

令和８年７月～	「災害廃棄物対策推進検討会」の開催
令和８年７月～８月	政省令のパブリックコメント
令和８年９月上旬～中旬	施行

<スクラップヤード関係>

令和８年７月～	「スクラップヤード環境対策技術検討会」の開催
令和９年３月目途	政省令の改正、ガイドラインの策定
令和９年４月目途	自治体への制度周知、疑義照会対応
令和10年12月までに	施行

<PCB関係>

令和８年８月	「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の開催
令和８年12月目途	政省令の改正
令和９年４月１日	施行

33

出典：環境省「廃棄物処理法等改正・PCB特措法及びJESCO法改正 概要資料」より抜粋
https://www.env.go.jp/content/000418743.pdf

© 2026 Universe Inc.

従来電子マニフェストでは追跡できなかった中間処理後の処分フローと再資源化量を可視化

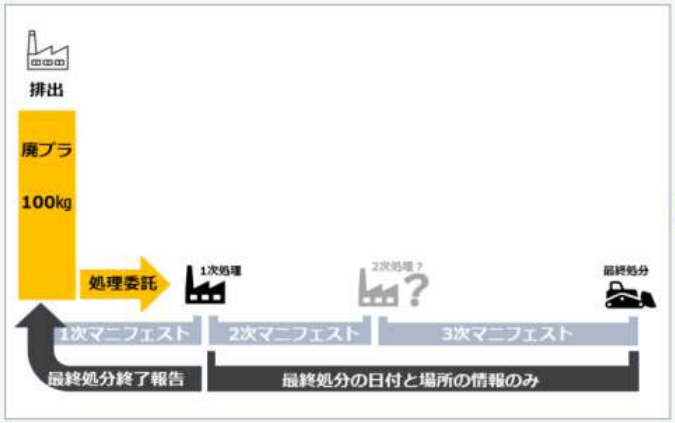
2025年4月22日 公布
2027年4月1日 施行

1．電子マニフェストの項目追加について

■ 廃棄物処理法施行規則の改正（2025年４月22日公布、2027年４月１日施行）により、**電子マニフェストの「処分終了報告（最終）」「最終処分終了報告」に入力項目が追加**されます。

■ これにより、再資源化を含む処分の状況をさらに把握できるようになり、排出事業者責任の徹底による廃棄物の適正処理の強化と資源循環の促進が期待されます。
※項目が追加された経緯や背景等の詳細はJWNETホームページをご確認ください。

従来の電子マニフェスト



【わかること】
- 中間処理（1次処理）の業者・場所・日付
- 最終処分の業者・場所・日付

項目追加後の電子マニフェスト



【新たにわかること】
- 処分に関わる業者情報
- 処分方法と処分した量
- 再資源化物を含む、中間処理後物の種類・量
- 最終処分した物の種類・量

出典：概要リーフレット【処分業者用】 「電子マニフェストをご利用の処分業者のみなさまへ」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/leaflet_tsuika_g_v2.pdf

© 2026 Universe Inc.

廃掃法改正 ②電子マニフェストの項目追加

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/

制度変更の背景 | 制度変更の概要 | JWNETの対応

2025年4月22日 公布
2027年4月1日 施行



従来の情報に再資源化等の情報を追加することで、

- 廃棄物が「どのように」処理されたのか
- 廃棄物が「なに（再資源化物を含む）」に「どれくらいの量」なったか

が排出事業者に伝わる

⇒ **産業廃棄物処分業＝資源循環産業として提供している大きな価値が見えるようになる！**

14

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

出典：JWセンター「処分業者向け 電子マニフェスト項目追加説明会」資料より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/seminar_shobun_siryou_202510.pdf

© 2026 Universe Inc.

廃掃法改正 ②電子マニフェストの項目追加

従来電子マニフェストでは追跡できなかった中間処理後の処分フローと再資源化量を可視化

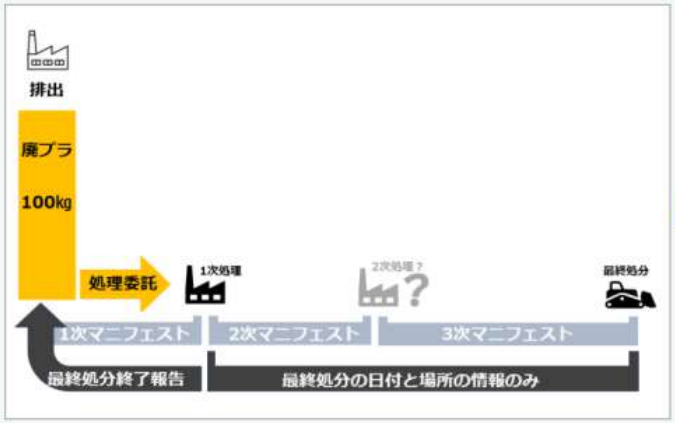
2025年4月22日 公布
2027年4月1日 施行

1．電子マニフェストの項目追加について

■ 廃棄物処理法施行規則の改正（2025年４月22日公布、2027年４月１日施行）により、**電子マニフェストの「処分終了報告（最終）」「最終処分終了報告」に入力項目が追加**されます。

■ これにより、再資源化を含む処分の状況をさらに把握できるようになり、排出事業者責任の徹底による廃棄物の適正処理の強化と資源循環の促進が期待されます。
※項目が追加された経緯や背景等の詳細はJWNETホームページをご確認ください。

従来の電子マニフェスト



【わかること】
- 中間処理（1次処理）の業者・場所・日付
- 最終処分の業者・場所・日付

項目追加後の電子マニフェスト



【新たにわかること】
- **処分に関わる業者情報**
- **処分方法と処分した量**
- **再資源化物を含む、中間処理後物の種類・量**
- **最終処分した物の種類・量**

出典：概要リーフレット【処分業者用】 「電子マニフェストをご利用の処分業者のみなさまへ」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/leaflet_tsuika_g_v2.pdf

© 2026 Universe Inc.

廃掃法改正 ②電子マニフェストの項目追加

産業廃棄物中間処理業者の負担を考慮して入力手順を簡素化する仕組みがJWNETに組み込まれる

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/

2025年4月22日 公布
2027年4月1日 施行

スケジュール

今後のスケジュールの概要



・2025年5月6日から2027年3月31日まで

⇒ 再資源化等の情報を**任意で入力ができる**

⇒ 従来どおりの内容でも報告できる

・**2027年4月1日**から

⇒ 再資源化等の情報の**入力が必須になる**

83

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

出典：概要リーフレット【処分業者用】 「電子マニフェストをご利用の処分業者のみなさまへ」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/leaflet_tsuika_g_v2.pdf

© 2026 Universe Inc.

低濃度PCB廃棄物の処分期限



出典：環境省「調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物（パンフレット）」
http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/pdf/pamphlet_2303.pdf



出典：経済産業省「PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会（アーカイブ）　広報用チラシ」
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/kouhouyou.pdf

© 2026 Universe Inc.

低濃度PCB廃棄物の処分期限が迫る中、未処理のPCB廃棄物への体制を整える法改正

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の概要

2026年6月19日 公布
2027年4月1日 施行予定

現状・課題	措置事項
<高濃度PCBに係る課題> • PCB法において、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の法定の処分期間内（令和５年３月末等）の処分（処分の委託を含む。）を義務付け。 • **中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）におけるPCB処理事業が終了**※し、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める**必要。 ※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け 高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。 ※ JESCOにおけるPCB処理事業の期間は立地地方公共団体との約束を踏まえて設定され、PCB法に基づく政府の基本計画に記載 **<低濃度PCBに係る課題>** • PCB法において、低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（令和９年３月末）の処分を義務付け。 • **使用中の低濃度PCB使用製品**は相当数存在し、今後も**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**。	**（PCB法の改正）** **<高濃度PCB>** • JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。 ※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける • **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分**※。 ※ 民間処理施設での処理に係る基準等は廃棄物処理法の告示改正で措置 **<低濃度PCB>** • 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設。** **（JESCO法の改正）** • 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。

<施行期日> 令和９年４月１日（改正JESCO法の施行は政令で定める日）

1

出典：環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案について」
https://www.env.go.jp/content/000392072.pdf

© 2026 Universe Inc.

低濃度PCB使用製品に対しても、使用状況・終了見込等の届出および管理を義務化

PCB法の一部改正

低濃度PCB使用製品の届出・管理等（新設）

2026年6月19日 公布
2027年4月1日 施行予定

＜要綱第１－１、１－２＞

- 目的規定、定義規定について所要の改正を行う。（第１、２条関係）

＜要綱第１－３＞

- 低濃度使用製品所有事業者は、低濃度PCB使用製品の所有及び使用の状況、使用の場所、使用の終了の見込み等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。（第８条関係）
- 低濃度使用製品所有事業者は、届出をした低濃度PCB使用製品について、政令で定める基準に従い管理しなければならないものとする。（第９条関係）
- 電気事業法第２条第１項に定める電気工作物であって政令で定めるものについては、電気事業法の定めるところによるものとする。（第11条関係）



＜事業者からの届出＞
行政がPCB使用製品の所在や数量等を把握し、指導等を通じた適切な廃棄を促進



＜PCB使用製品の管理＞
低濃度PCB使用製品を特定し、PCBの飛散・漏えい等がないような管理を講じることで、PCBの環境中への飛散・漏えいを防止。

5

出典：環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案について」
https://www.env.go.jp/content/000392072.pdf

© 2026 Universe Inc.

2027年4月1日以降にPCB廃棄物を生じた場合、5年を超えない期間内に処分が義務付けられる

2026年6月19日 公布
2027年4月1日 施行予定

PCB法の一部改正

高濃度PCB廃棄物・低濃度PCB廃棄物の届出・処分等（改正）

＜要綱第１－４＞

- 届出をした低濃度PCB使用製品の使用を終了した事業者又は保管する廃棄物がPCB廃棄物（高濃度・低濃度）であると判明した事業者は、その使用を終了したとき又は判明したときは、PCB廃棄物の保管の状況、保管の場所等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）
- PCB廃棄物の保管の届出をした事業者は、低濃度PCB使用製品の使用を終了した日又は保管する廃棄物がPCB廃棄物であると判明した日から５年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までにPCB廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）

※ 高濃度PCB使用製品は高濃度PCB廃棄物とみなす。

これまでの一律の処分期間内の処分義務付けから、個々のPCB廃棄物毎に設定される処分期間内の処分の義務付けへと見直し

（高濃度：少量・散発的に発見される廃棄物への対応、低濃度：使用を終了する製品等への対応）



＜事業者からの届出＞
①処分期間の起点、②保管の状況、④処分完了を報告

＜期間内処分の義務付け＞
個々のPCB廃棄物毎の処分期間内に処分

6

出典：環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案について」
https://www.env.go.jp/content/000392072.pdf

© 2026 Universe Inc.

石綿含有産業廃棄物の分類

飛散性の高さによって３段階にレベル分けされている

石綿含有産業廃棄物の処理

アスベストが含まれている産業廃棄物は、飛散性の有無によって特別管理産業廃棄物になる「廃石綿等」と、普通産業廃棄物である「石綿含有産業廃棄物」の２つに分けられます。

石綿含有産業廃棄物の処理については、平成18年から処分方法が限定されています。破砕や選別などの中間処理が原則禁止されたことから、直接埋立処分を行うことが現実的です。産廃の処理委託契約は、最初に行われる処分業者と直接契約する必要があることから、平成18年９月以前の処理の流れにおいては必要のなかった埋立処分を行う業者との直接契約が必要になります。また、除去作業を行う際には作業者の安全のために石綿障害予防規則による作業基準を守る必要があります。

〈飛散性による石綿障害予防規則の作業区分〉

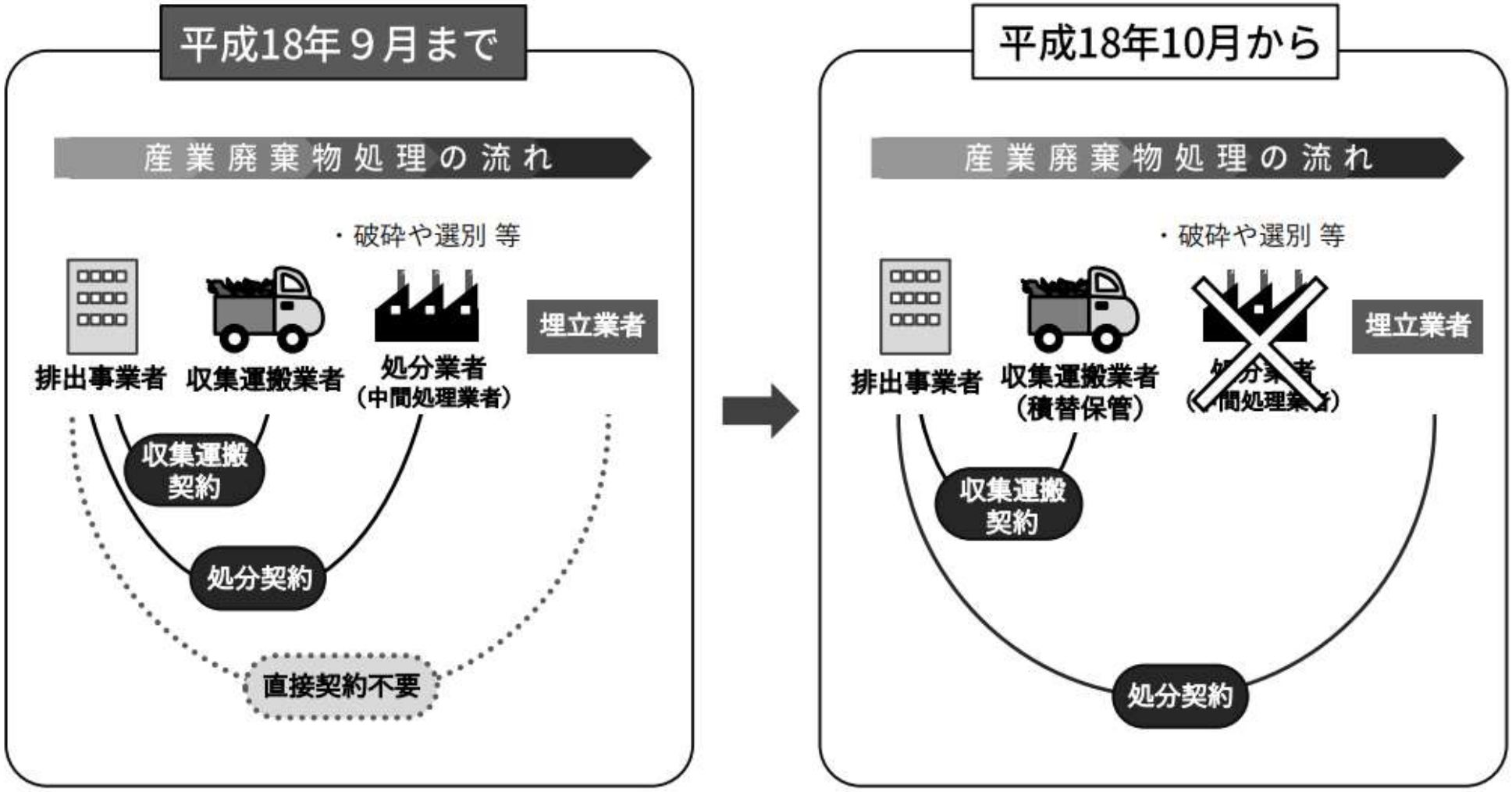
レベル	具体例	廃棄物としての区分
レベル１	吹き付け材	飛散性アスベスト（特別管理産業廃棄物） **「廃石綿等」**
レベル２	保温材・断熱材 耐火被覆材	
レベル３	その他形成版 スレート・外壁材など	非飛散性アスベスト（普通産業廃棄物） **「石綿含有産業廃棄物」**

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」より抜粋

© 2026 Universe Inc.

石綿含有産業廃棄物　処理の制限

破砕や選別等の中間処理は原則禁止、最終処分業者との直接契約が必要



ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

© 2026 Universe Inc.

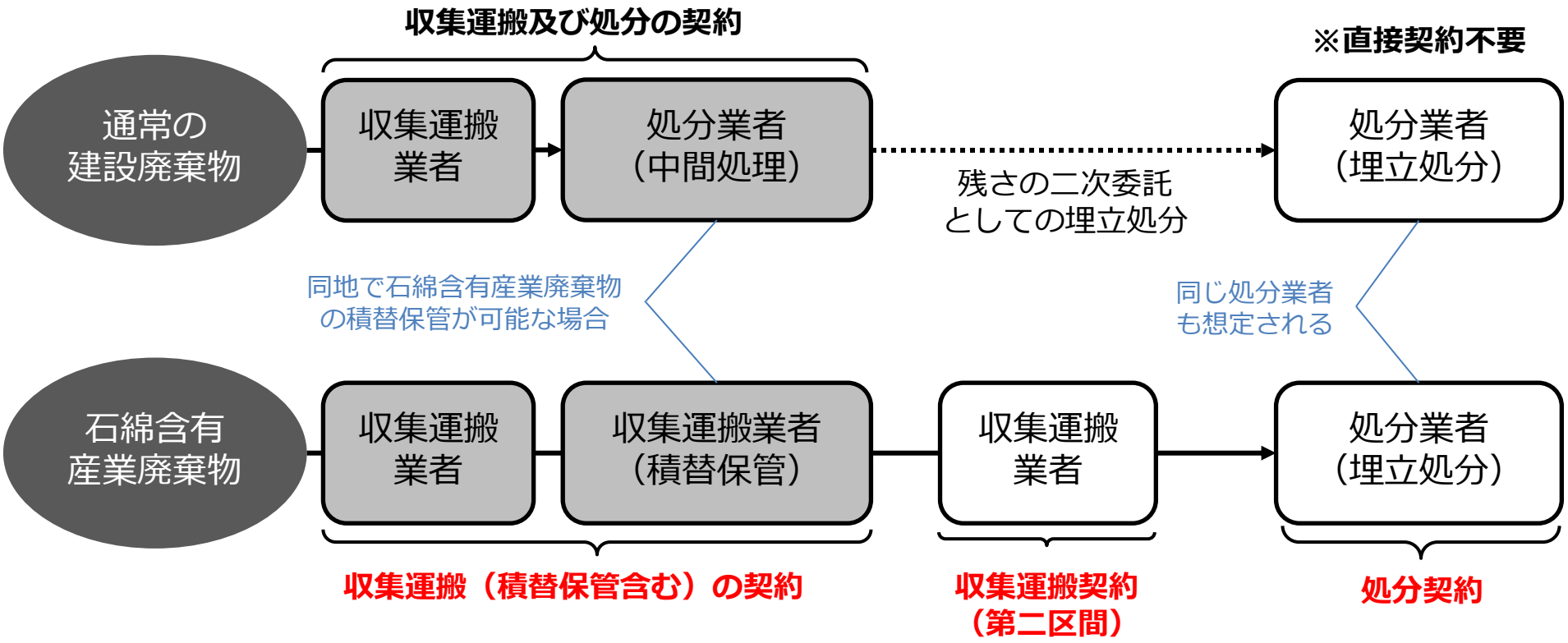
石綿含有産業廃棄物の処理ルート構築

石綿含有産業廃棄物の処理も、まずは既存の建廃処理委託先に相談

- よくある石綿含有産業廃棄物の処理の流れ

※あくまでも例です

＜前提＞
- 通常の建設廃棄物について、【収集運搬及び処分ができる業者】に委託している（処分は中間処理）
- 【収集運搬及び処分ができる業者】は、石綿含有産業廃棄物の収集運搬が可能
- 【収集運搬及び処分ができる業者】は、中間処理施設と同地で、石綿含有産業廃棄物の積替保管が可能



© 2026 Universe Inc.

大防法　環境省（自治体）によるパトロールの動き

令和6年3月　環境省 令和5年度大気汚染防止法施行状況調査（令和４年度実績）より
https://www.env.go.jp/content/000310489.pdf

表9.1　立入検査・その他行政指導件数　年度別－全国（特定粉じん排出等作業）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
(A)　立入検査実施数	27,032	22,652	23,547	39,335	45,918
(K)　行政指導作業場数	5,986	4,679	7,881	15,895	17,847

石綿則　厚生労働省（労働基準監督署）によるパトロールの動き

厚生労働省報道発表資料 > 2024年9月 > 石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43823.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
ホーム

石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和６年10月頃～11月頃まで実施します。

石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が、今後増加することが想定される中、令和５年10月1日から、建築物および船舶（鋼製の船舶に限る）の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられました。また、工作物の解体等の事前調査についても、令和８年１月１日以降着工の工事から有資格者による実施が義務付けられます。解体工事に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について国土交通省、環境省と連携し、現場指導や監視の徹底を図ります。

© 2026 Universe Inc.

今回石綿関連で改正された2つの法令

大気汚染防止法

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3（2021）年4月から施行されました。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大※1されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになりました。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになりました。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。（書面調査、目視調査及び分析調査）
- ✓ 「必要な知識を有する者※2」による事前調査の実施を義務付けます。（施行：令和5年10月～）
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※3が事前調査結果を都道府県等※4へ報告することを義務付けます。（施行：令和4年4月～）
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することが義務付けられました。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※6」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存※7が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請事業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

http://www.env.go.jp/air/air/post_48/20210909flyer.pdf

石綿障害予防規則（労働安全衛生法）

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- ■工事対象となる全ての部材について、**石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を３年間保存することが義務**になります（令和３年４月～）
- ■建築物の事前調査は、**厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務**になります（令和５年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- ■石綿が含まれている**保温材等の除去等工事の計画は１４日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務**になります（令和３年４月～）
- ■**一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム**（スマホも可）**で届け出ることが義務**になります（令和４年４月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- ■除去工事が終わって作業場の**隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務**になります（令和３年４月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- ■石綿が含まれている**仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務**になります（令和３年４月～）
- ■石綿が含まれている**けい酸カルシウム板第１種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務**になります（令和２年10月～）
- ■石綿が含まれている**成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務**になります（令和２年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- ■石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、**作業の実施状況を写真等で記録し、３年間保存することが義務**になります（令和３年４月～）

1

https://www.mhlw.go.jp/content/000912792.pdf

© 2026 Universe Inc.

石綿（アスベスト）の区分



区分	レベル1 （発じん 性著しく高い）	レベル2 （発じん 性高い）	レベル3 （発じん 性が比較的低い）
	 吹付け石綿	 耐火被覆板（ケイカル板2種） 断熱材（煙突、屋根折板）、保温材	 スレート,石綿含有岩綿吸音板,Pタイル ケイカル板1種,サイジング,石綿セメント板
ストック量	数十万t		4，000万t
使用時の飛散性	有	無	無
除去後の飛散性	有	有	無
石綿障害予防規則の定義 ※建設業労働災害防止協会「特別教育用テキスト」より抜粋	・石綿含有吹付け材の除去作業 ・石綿等の封じ込め ・吊りボルトの取り付け等による囲い込み作業 ・保温材、断熱材、耐火被覆材などを掻き落として石綿を除去する作業	・レベル1以外の方法による石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材などの除去作業 ・レベル1対応以外の囲い込み作業	・レベル1、レベル2以外の石綿含有建材（例えば形成板など）の除去作業
大気汚染防止法の「特定工事」の定義	特定工事＝「特定粉じん（＝石綿）排出等作業」（＝吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、補修する作業）を伴う建設工事		**※R3.4.1～特定工事として規制対象に**
廃棄物処理法における廃棄物の区分	飛散性アスベスト （特別管理産業廃棄物） 「廃石綿等」		非飛散性アスベスト （普通産業廃棄物） 「石綿含有産業廃棄物」

© 2026 Universe Inc.

新潟市北区の保育園でアスベスト飛散の可能性　通信機器などの設置工事実施、北区内の他の園でも同様の工事

2024/2/8 10:45 無料

新潟市は２月７日、市立太田保育園（新潟市北区）の通信機器などの設置工事で、アスベストが飛散した可能性があると発表した。太田保育園は近くの公民館で保育をしており、安全が確認されれば使用を再開する。

新潟市保育課によると、工事は２月４日に実施し、作業完了後に粉じんが落ちているのを保育園職員が見つけた。施工業者がアスベストを含む天井に穴を開ける際、十分な対策を取らなかったことが原因とみられる。

施工業者は北区内の４園でも同様の工事をしており、各園は代替保育を行う。



Ads by Google
フィードバックを送信
広告表示設定

2024年2月8日新潟日報ニュース

https://www.niigata-nippo.co.jp/articles/-/356664

通信機器設置のためロックウール天井板に直径1cmほどの穴あけ

▼

工事終了後、粉末が現場に残されていることを保育士が発見し市に通報

▼

市の問い合わせにより施工業者の石綿対応がずさんだったことが判明

▼

5か所の保育園の使用を停止し、代替保育。その間に分析調査を実施し石綿ありと判明。

▼

保護者及び保育士への説明会。施工業者は3ヶ月の指名停止＋損害賠償協議

© 2026 Universe Inc.

事例②：東京メトロ半蔵門駅でアスベスト飛散

2026年8月19日
東京地下鉄株式会社

アスベストに関するお問い合わせ窓口（専用フリーダイヤル）開設について

2026年8月9日（日）、半蔵門線半蔵門駅において、換気設備の継手部分の布地が一部破損し、送風機回転部分に巻き込まれ、天井の空調吹き出し口から破損した布地の糸くずがホーム上に落下する事案が発生しました。その後、8月10日（月）に、落下した糸くずがアスベスト含有素材であることが判明したため、当社において換気設備の一部停止、落下防止処置等を実施するとともに、8月11日（火）に、同駅の営業を停止し、専門業者による除去作業、環境測定等を実施し、環境省指針に基づき問題ないことを確認の上、運転を再開しました。

ご利用のお客様ならびに関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

現在、専門家による本件に関するアスベストの飛散量、健康への影響等の調査を進めており、結果がまとまり次第お知らせいたします。

なお、アスベストに関する情報につきましては、下部の外部サイトをご参照ください。

本件に関してお客様からのご相談をお受けするお問い合わせ窓口を専用フリーダイヤルとして開設しました。

半蔵門駅をご利用されたお客様で、ご相談事項がございましたら、下記窓口までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

アスベストに関するお問い合わせ窓口（専用フリーダイヤル）
0120−162−837
（受付時間　9:00～17:00）

出典：東京メトロウェブサイト
https://www.tokyometro.jp/info/files/8772af7960cb9f70124177ce672922fe_1.pdf





写真は毎日新聞記事2026/8/11記事
（東京メトロ提供）より

© 2026 Universe Inc.

改正を踏まえた必須法令対応

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル３）

		やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
見積段階	①	★調査、**記録を保管（3年間）** **※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を**	元請業者 下請業者等	●	●
着工前	②	★調査結果を発注者に説明し、**記録を保管（3年間）**		●	—
	③	**★（2022.4～）100万以上改修は電子報告**		●	●
	④	作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 下請業者等	●	●
工事中	⑤	**（下請業者がいる場合）作業計画を説明**	元請業者	●	●
	⑥	★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 下請業者等	●	●
	⑦	飲食禁止・石綿の作用など４点の掲示	元請業者 下請業者等	—	●
	⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
	⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
完了後	⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築		廃棄物処理法	
	⑪	**写真を含めた作業記録作成、保管（3年間）**	下請業者等	—	●
	⑫	**特定粉じん排出等作業記録作成、保管（3年間）**	元請業者	●	—
	⑬	**完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管（3年間）**	元請業者	●	—

大防法・**安衛法**の届出 ＜レベル１・２＞

負圧隔離等の措置 ＜レベル１・２＞

特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として処理 ＜レベル１・２＞

作業者ごとの作業記録作成 保存（40年間）

調査記録
- 事前調査結果記録
- 事前調査結果説明書
- 作業計画
- 作業方法説明書
- 調査結果の掲示
- 石綿関連看板

作業記録
- 作業記録
- 特定粉じん排出等作業記録
- 作業完了報告書

赤字は2020年の改正で追加　★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

© 2026 Universe Inc.

工作物の事前調査に必要とされる資格（令和8年1月～）

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 （厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	**工作物石綿事前調査者のみ!!**
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。**必ずご確認ください。** →
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/

厚生労働省・環境省 作成リーフレットより抜粋　https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-a4-r7.pdf

© 2026 Universe Inc.

【事業の前提】資格者・処理ルートについて事前準備が必要

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について

	やらなければならないこと
見積段階	
①	**※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を**
着工前 ②	
③	
④	
工事中 ⑤	
⑥	
⑦	
⑧	**※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を** **※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を**
⑨	
⑩	**※事前に処理体制・ルート構築**
完了後 ⑪	
⑫	
⑬	

工作物（一部）の場合、2026.1～



https://kigkt.cersi.jp/



https://kigkt.cersi.jp/ksb/



https://issg.cersi.jp/



https://course.universe-corp.jp/asbestosSP

赤字は今回の改正で追加　　★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

© 2026 Universe Inc.

書面作成の手法・ツール選択

必要な書類を作成することについて

調査記録

- 事前調査結果記録
- 事前調査結果説明書
- 作業計画
- 作業方法説明書
- 調査結果の掲示
- 石綿関連看板

作業記録

- 作業記録
- 特定粉じん排出等作業記録
- 作業完了報告書

◆法令を読み解いて自力で作成する

◆ひな形（Excel、Word）を利用して作成する

- 法令で定められる記載事項について
  → 抜け漏れがあっても気が付くことができないリスク
  → 更に法改正が加わった場合、書式の修正も自ら行う必要がある

- 必要書類の管理について
  → 個別の工事・物件ごとに書類を作成するため、
  業の継続に伴って作成量が増え、管理が難しくなる

記載事項を網羅した必要書類

「作成」と「管理」をまとめて解決



© 2026 Universe Inc.

ご清聴ありがとうございました。

© 2026 Universe Inc.